

(素案)

第7期鹿角市障がい福祉計画

第3期鹿角市障がい児福祉計画



令和5年12月
秋田県鹿角市

目 次

第7期鹿角市障がい福祉計画 及び 第3期鹿角市障がい児福祉計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ・性格	2
3	計画の期間	3
4	計画の推進・評価	3

第7期鹿角市障がい福祉計画

第1章 障がい者の状況

1	障害者手帳保持者の状況	5
2	難病患者の状況	6
3	障害福祉サービス利用者の状況	8
4	障害支援区分の認定状況	9
5	自立支援給付費の状況	10
6	障がいのある人へのアンケート調査の結果	11

第2章 数値目標の設定

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	14
2	福祉施設から一般就労への移行	15
3	地域生活支援拠点等の整備	18
4	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	19
5	相談支援体制の充実・強化等	20
6	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	21

第3章 サービス見込量の設定と確保対策

1	指定障害福祉サービス及び相談支援の部	23
(1)	サービスの内容と対象者	23
(2)	サービス量の算出方法	28
(3)	サービス見込量と確保対策	29
ア	訪問系サービス	30
イ	日中活動系サービス	31
ウ	居住支援系サービス	37
エ	相談支援	39
2	地域生活支援事業の部	41
(1)	事業の実施内容と見込量	42
ア	必須事業	42
イ	その他の事業（任意事業）	48

第3期鹿角市障がい児福祉計画

第1章 障がいのある子どもの状況

1	障がいのある児童・生徒の状況	50
2	小児慢性特定疾病患者の状況	50
3	子ども・子育て支援事業等の利用状況	51
4	障害児通所支援利用者の状況	51
5	障害児通所支援給付費の年間支出額	51
6	障がいのある子どもへのアンケート調査の結果	52

第2章 数値目標の設定

1	障がいのある子どもへの支援提供体制の整備等	53
2	相談支援体制の充実・強化等	55

第3章 サービス見込量の設定と確保対策

1 障害児通所支援の部	56
（1）支援の内容と対象者	56
（2）支援量の算出方法	58
（3）支援見込量と確保対策	59
2 子ども・子育て支援事業の部	62
（1）支援の内容と対象者	62
（2）支援見込量と確保対策	62

《資料》

1 鹿角市障がい者計画等策定懇談会設置要綱	65
2 鹿角市障がい者計画等策定懇談会名簿	67
3 鹿角市障がい者計画等策定のプロセス	67
4 令和5年度障害福祉サービス利用実態意向調査実施結果報告書	68

「障害」に係る「がい」の字に対する取扱いについて

「鹿角市障がい者計画」では、本文中に「障害」（すべて漢字）と「障がい」（害をひらがな）の2種類の表記を使用しています。これは、「害」という字が持つ、マイナスイメージにより差別や偏見を助長するという考え方があるためです。

障害の「害＝ハンディ」は社会が作る「障害（障壁）」であるという「社会モデル」の考え方を否定するものではありません。

なお、法律や制度に基づくサービス名等の固有名詞及び引用文は「障害」（すべて漢字）と表記しています。

第7期鹿角市障がい福祉計画 及び 第3期鹿角市障がい児福祉計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、「鹿角市障がい者計画」を策定し、“共に生きる地域社会の実現”を基本理念に掲げ、時代のニーズに即した福祉のまちづくりに向け、障がい福祉施策を展開しているところです。

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法は、平成 25 年度に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）へと改正され、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するための社会参加の機会の確保及び地域社会における共生と、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることとされ、新たな障がい福祉施策が講じられました。

また、平成 28 年の改正障害者総合支援法と改正児童福祉法（平成 30 年 4 月 1 日施行）では、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の拡充や、障がいのある高齢者に対し介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細やかに対応するための支援の拡充が求められることとなりました。

さらに、平成 29 年の法の一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）では、介護保険と障がい福祉制度に、障がい児者と高齢者が同一事業所でサービスを受けやすくするため新たに共生型サービスが追加され、地域包括ケアシステムの強化が求められました。

この様な背景を踏まえ、障がいのある人が安心して、生きがいをもって生活できる地域社会の実現を目指す「第 6 期鹿角市障がい者計画」のもと、必要とされる障害福祉サービスや相談支援が身近な地域において提供できるよう、「第 7 期鹿角市障がい福祉計画」及び「第 3 期鹿角市障がい児福祉計画」を策定するものです。

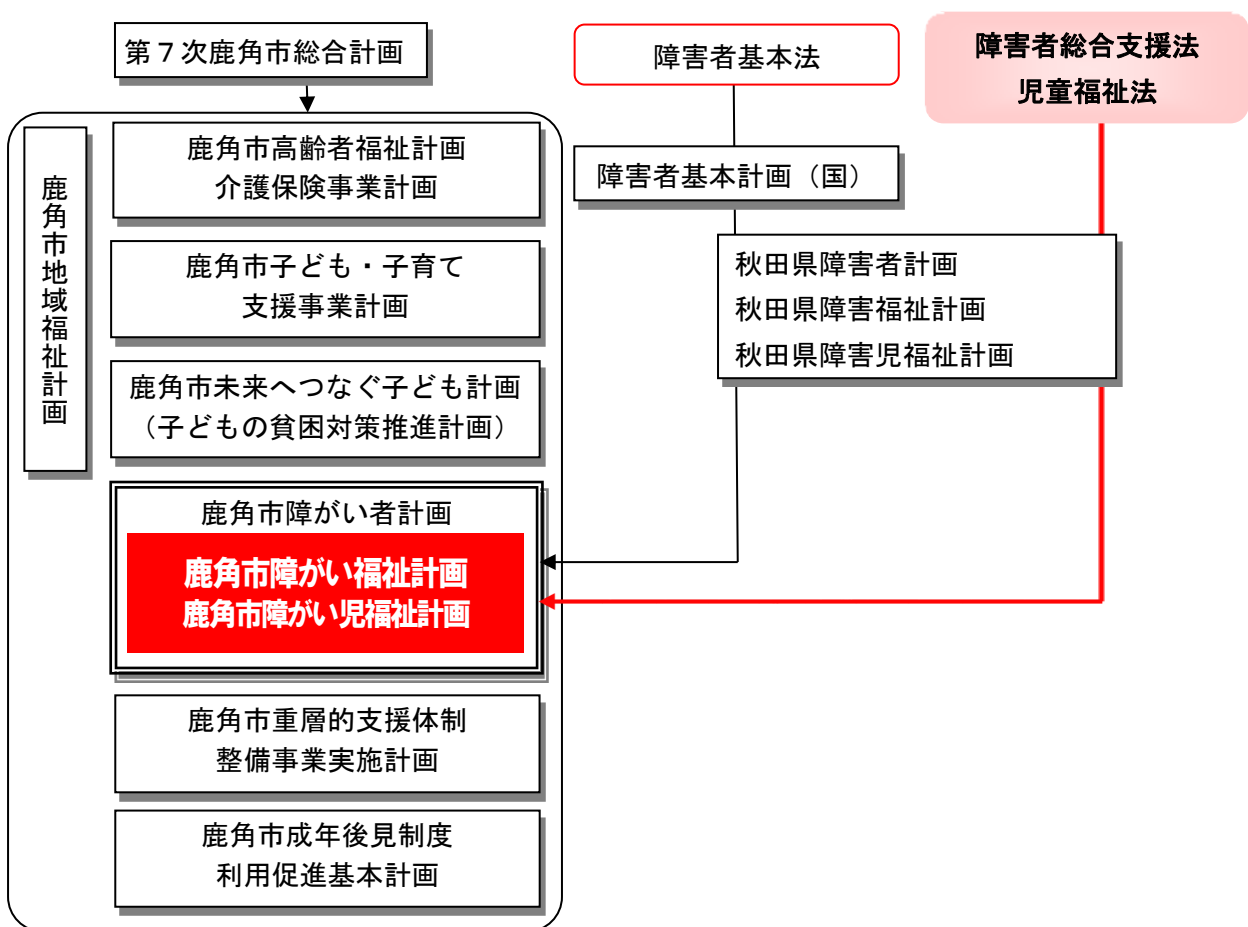
2 計画の位置づけ・性格

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の必要量等を定めるものであり、地域生活移行や就労支援等についての成果目標を設定し、その目標達成に向けた計画として位置づけられています。

また、この計画は、「鹿角市障がい者計画」（障害者基本法第11条第3項）のサービス実施計画としての性格を有するとともに、「鹿角市子ども・子育て支援事業計画」（子ども・子育て支援法第61条第1項）、「鹿角市未来へつなぐ子ども計画」（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項）との整合性を図っています。

さらに、社会福祉法では、地域福祉計画において高齢者の福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障がい福祉などと整合性・連携を図りながら、生活全般にわたる福祉向上が求められていることから、本計画においても、鹿角市地域福祉計画をはじめとする各関連計画と一体的に取り組むこととしています。

◆上位・関連計画、根拠法



3 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和8年度（2026年度）までの3か年を計画期間と定めます。

◆計画の期間

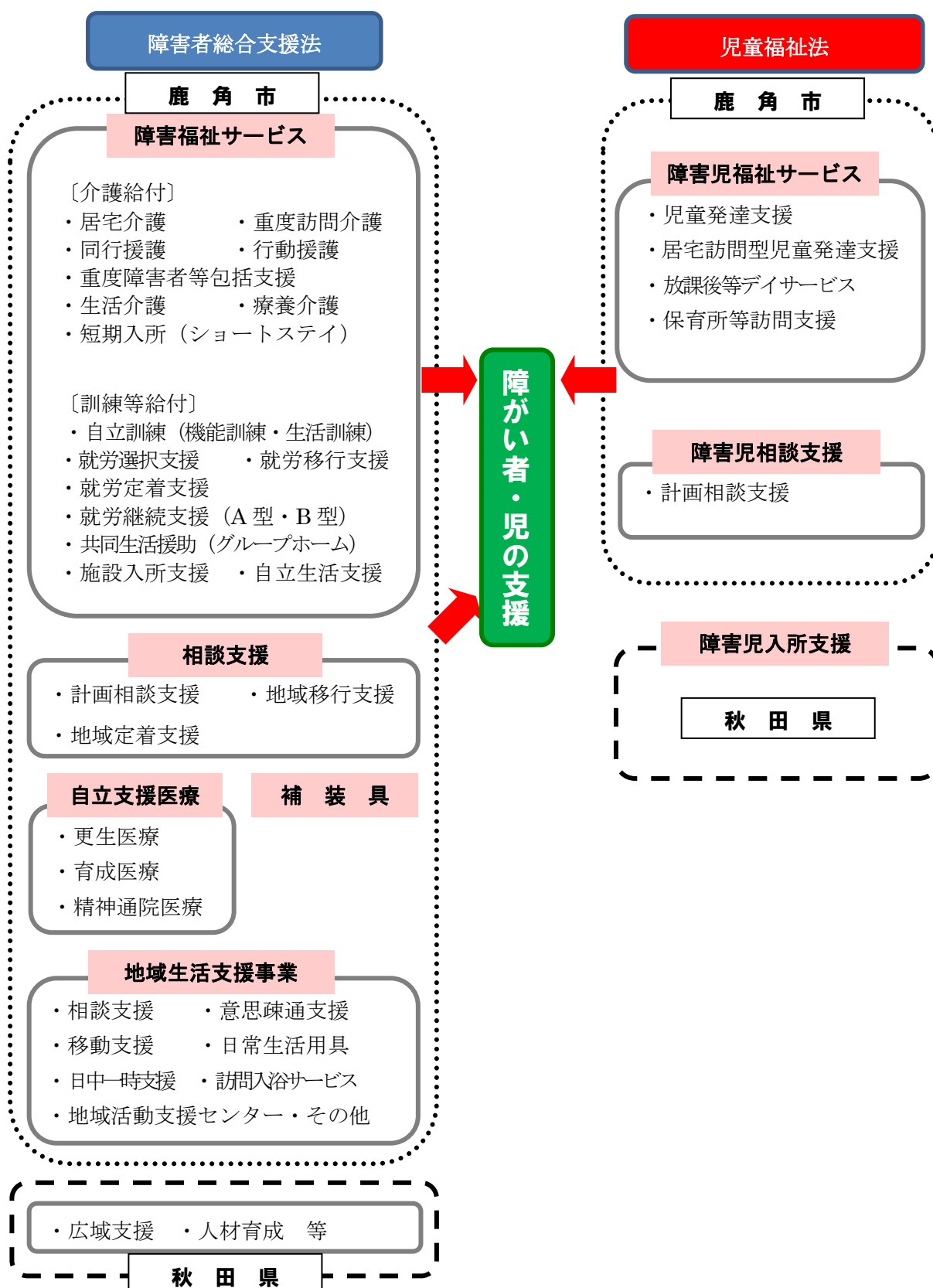
年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	
	第7次鹿角市総合計画（前期基本計画） （令和3～12年度）（令和3～7年度）					（後期基本計画） （令和8～12年度）		
	第2期鹿角市地域福祉計画 （令和元～5年度）			第3期鹿角市地域福祉計画 （令和6～10年度）				
	第6期鹿角市障がい者計画 （令和3～7年度）					第7期鹿角市障がい者計画 （令和8～12年度）		
				第7期鹿角市障がい福祉計画 第3期鹿角市障がい児福祉計画 （令和6～8年度）				

4 計画の推進・評価

計画の実効性を確保する観点から、障害者総合支援法第88条の2及び児童福祉法第33条の21により毎年度、定期的に計画の達成状況を調査・分析・評価することとされています。

サービス見込量については、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に掲げた事項について定期的に調査及び分析するとともに、鹿角市障がい者自立支援協議会において評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等を行います。

障害福祉サービスの概念図



第7期鹿角市障がい福祉計画

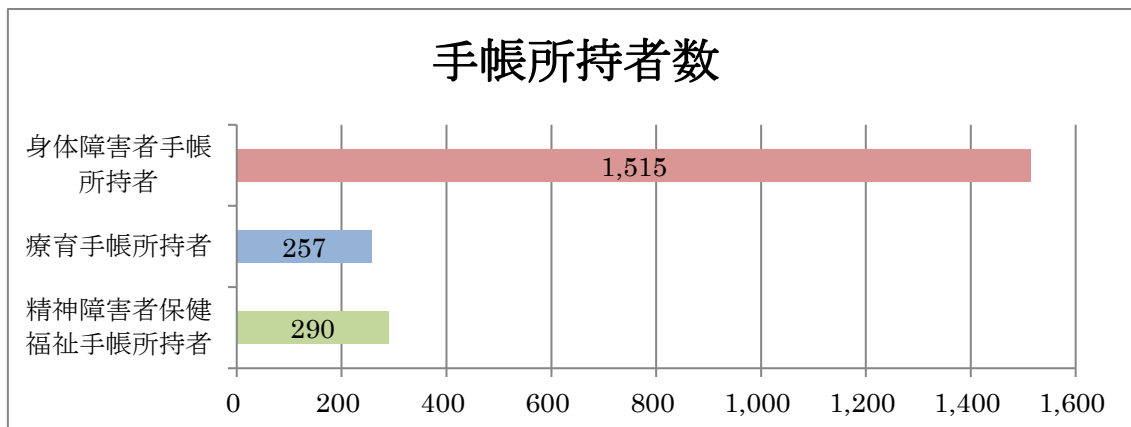
第1章 障がい者の状況

1 障害者手帳保持者の状況

鹿角市における令和5年3月31日現在の障害者手帳所持者は、身体障害者手帳所持者数が1,515人、療育手帳所持者数が257人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が290人で、3区分の手帳所持者の総数は2,062人となっています。

●障害者手帳所持者数

(令和5年3月31日現在 単位：人)



2 難病患者の状況

本市における特定疾患医療受給者数は、令和4年度末時点において244人となっており、疾患ごとの人数に変動はあるものの、年間ではここ数年増加傾向にあります。

●特定疾患医療受給者数

(単位：人)

疾病 番号	疾 患 名	R2 年度	R3 年度	R4 年度
2	筋萎縮性側索硬化症	1	3	3
5	進行性核上性麻痺	6	5	3
6	パーキンソン病	46	49	48
7	大脳皮質基底核変性症	0	1	1
8	ハンチントン病	0	1	1
11	重症筋無力症	5	5	6
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	6	5	5
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	1	0	0
17	多系統萎縮症	3	2	1
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	20	19	22
22	もやもや病	3	3	2
23	プリオン病	0	1	1
28	全身性アミロイドーシス	0	0	1
34	神経線維腫症	1	0	0
35	天疱瘡	1	0	0
37	膿疱性乾癬(汎発型)	1	1	1
40	高安動脈炎	0	0	0
43	顕微鏡的多発血管炎	1	1	1
44	多発血管炎性肉芽腫症	0	0	0
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	1	2	2
46	悪性関節リウマチ	2	2	1
47	バージャー病	0	0	0
49	全身性エリテマトーデス	12	11	10
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	4	4	4
51	全身性強皮症	7	7	6
52	混合性結合組織病	3	3	1
53	シェーグレン症候群	2	2	4
54	成人スチル病	1	0	1
56	ベーチェット病	6	5	5
57	特発性拡張型心筋症	3	3	3
60	再生不良性貧血	1	1	1
63	特発性血小板減少性紫斑病	4	4	4
66	IgA 腎症	1	2	2

疾病 番号	疾 患 名	R2 年度	R3 年度	R4 年度
67	多発性嚢胞腎	4	4	4
68	黄色靱帯骨化症	1	0	0
69	後縦靱帯骨化症	11	9	8
70	広範脊柱管狭窄症	0	0	0
71	特発性大腿骨頭壊死症	5	5	4
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	1	2	2
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	1	1	1
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	1	1	1
78	下垂体前葉機能低下症	1	1	1
84	サルコイドーシス	3	3	3
85	特発性間質性肺炎	3	4	4
86	肺動脈性肺高血圧症	2	2	3
88	慢性血栓栓性肺高血圧症	0	0	1
90	網膜色素変性症	3	3	4
91	バッド・キアリ症候群	1	1	1
93	原発性胆汁性胆管炎	7	7	7
95	自己免疫性肝炎	1	1	1
96	クローン病	5	7	8
97	潰瘍性大腸炎	35	35	40
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	0	0	1
158	結節性硬化症	0	2	0
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	2	0	2
221	抗糸球体基底膜腎炎	0	3	0
222	一次性ネフローゼ症候群	3	1	3
224	紫斑病性腎炎	1	0	1
271	強直性脊椎炎	1	0	0
306	好酸球性副鼻腔炎	2	3	4
	合 計	236	237	244

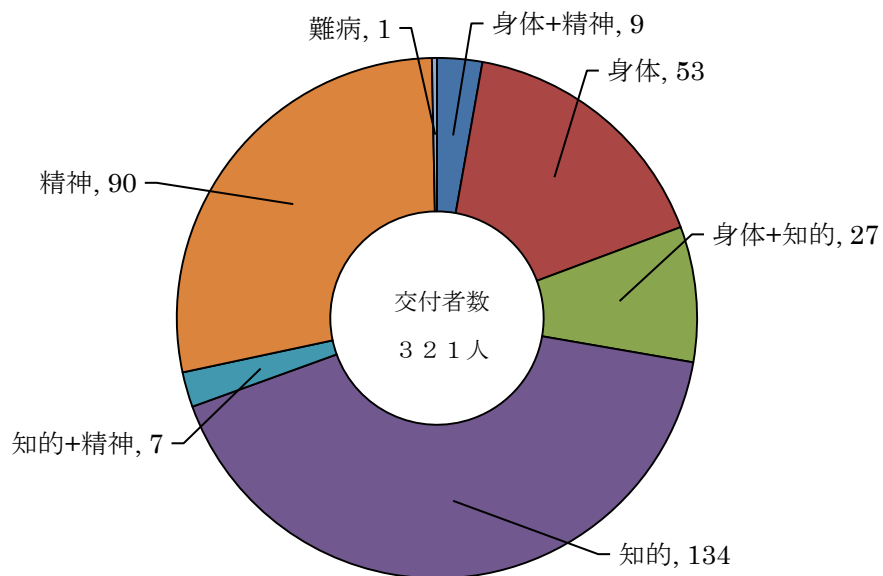
※資料 秋田県大館福祉環境部

3 障害福祉サービス利用者の状況

本市の障害福祉サービス利用者に交付される受給者証の交付人数は、令和5年4月1日現在で321人となっています。

●障害福祉サービス受給者証の交付人数（障がい別）

（令和5年4月1日現在 単位：人）



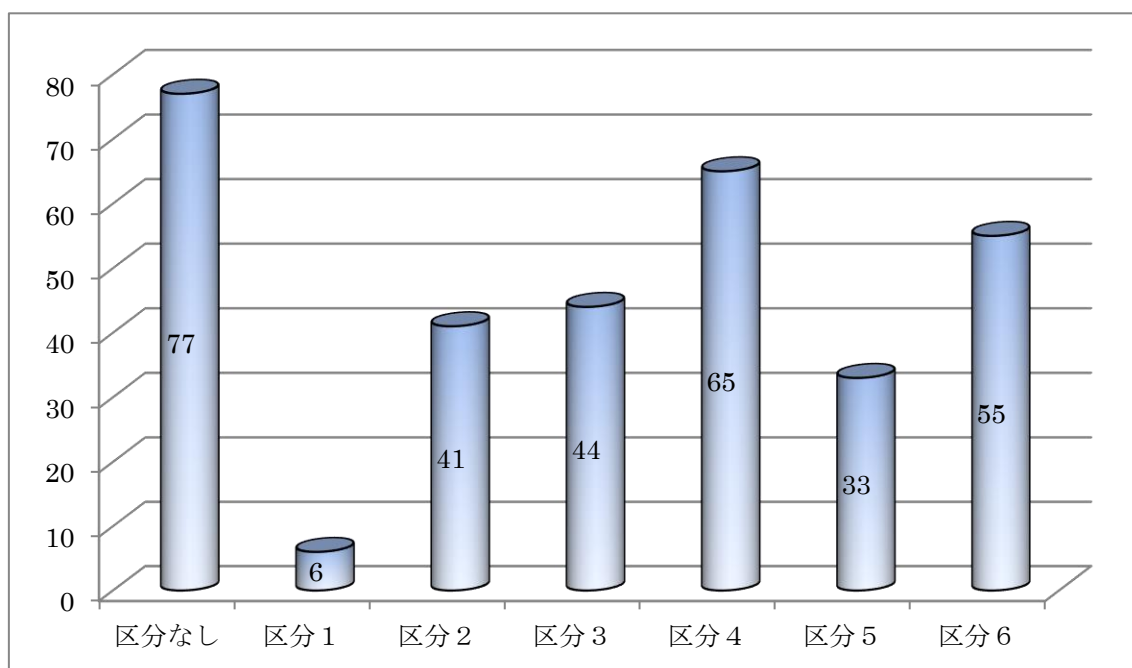
（注）身体：身体障がい者の略
精神：精神障がい者の略
知的：知的障がい者の略
難病：難病等対象者の略

4 障害支援区分の認定状況

障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障がい者の心身の状態を総合的に表すものとして「障害程度区分」が設けられていましたが、平成24年6月に成立した障害者総合支援法においては、障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして、名称を「障害支援区分」に改め、判定基準に関しては、身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病等、共通の基準でありながら、それぞれの特性を反映できるもの、また、認定調査員や審査会委員の主観によって左右されにくい客観的なものに改められました。

本市の令和5年4月1日現在の認定状況は、区分1から区分6まで244人となっており、障害福祉サービス利用者のうちの76.0%となっています。

●障害支援区分の認定状況（令和5年4月1日現在 単位：人）



5 自立支援給付費の状況

本市の令和4年度の自立支援給付費支出額は約8億5千万円となっており、ここ数年の年間支出額は、全体的に微増傾向にあります。その中でも生活介護や施設入所支援は特に大きく増加しており、利用者の高齢化や障がいの重度化が要因として考えられます。

●自立支援給付費の年間支出額

障害福祉 サービス	年間支出額[円]			年間延べ利用人数[人]		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
居宅介護	18,818,369	21,332,134	18,870,653	401	379	410
重度訪問介護	12,517,680	3,274,550	3,287,680	58	24	24
同行援護	1,539,420	826,411	2,281,670	48	20	52
行動援護	120,340	86,850	170,340	9	8	14
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
短期入所	20,975,490	16,864,110	18,324,646	200	182	170
療養介護	22,263,020	24,623,560	23,835,630	84	95	92
生活介護	344,461,678	344,970,590	353,257,203	1,719	1,751	1,766
施設入所支援	112,265,974	110,117,225	117,113,611	848	835	875
共同生活援助	106,119,996	110,129,467	110,092,783	803	805	751
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	6,325,200	4,955,570	1,817,140	45	34	13
宿泊型自立訓練	3,495,890	3,831,650	2,412,000	45	44	25
就労移行支援	691,000	322,550	0	6	3	0
就労定着支援	311,400	417,680	741,480	12	14	21
就労継続支援 (A 型)	0	0	555,350	0	0	5
就労継続支援 (B 型)	169,183,990	178,797,065	168,209,544	1,280	1,264	1,201
特定障害者特別給付費 (施設食費・GH家賃)	18,879,251	18,937,180	17,646,813	1,554	1,606	1,596
地域移行支援	226,960	0	0	4	0	0
地域定着支援	122,850	126,870	126,720	35	36	36
計画相談支援	14,400,660	16,304,505	16,538,410	895	1,168	1,155
高額障害福祉サービス 等給付費	349,204	320,873	259,306	80	76	71
合計	853,068,372	856,238,840	855,540,979	8,126	8,344	8,277

6 障がいのある人へのアンケート調査の結果

調査の対象は、令和5年9月時点で鹿角市から障害福祉サービス受給者証を交付されている19歳以上の男女309人（在宅サービス利用者235人、施設入所者74人）とし、郵送やサービス事業所等を通じて配付と回収を行いました。

回答数は172人、回答率は55.6%（在宅サービス利用者138人、58.7%、施設入所者34人、45.9%）となりました。

<地域生活（グループホームを含む在宅サービス利用）>

「福祉施設から一般就労への移行」の目標値ならびに各種サービスの見込量の参考とするための主な設問および回答結果は次の通りです。

- ・問12「強度行動障害（※）と診断されたことがあるか」
今回からの調査項目になりますが、ある（7.2%）、ない（84.1%）となりました。
- ・問18「居住の形態」
持ち家（47.8%）次いで、グループホーム（39.1%）となっています。
- ・問20「将来どのようなところで生活したいと思いますか」
今の住宅に引き続き暮らしたい（31.9%）が最も多く、グループホームに入居したい（15.9%）は前回調査に比べ割合が低下しています。
- ・問21「毎日の生活の中で、どのような介助や支援が必要ですか」
主なものは、役所等の手続き（13.0%）、家事（10.3%）、お金の管理（10.1%）、通院・通勤・通学（9.9%）となっています。
- ・問26「外出の目的」及び問28「外出時の交通手段はなんですか」
外出の目的は、買物、福祉施設や作業所などへの通所、通院が主なものであり、交通手段は事業所移送車、自家用車や徒歩または車いすなどとなっています。
- ・問29「平日の日中は主にどのように過ごしていますか」
就労支援事業所や作業所（34.8%）、次いで病院へ通院している（19.4%）、生活介護事業所へ通っている（14.4%）、自宅で過ごしている（13.9%）となっています。
- ・問30「就労による定期的な収入はありますか」及び問33「今後どのように働きたいと思いますか」
問30にて就労による収入がない（32人）と回答した方のうち、就労希望は、一般就労（7人）、就労支援事業所等への通所（11人）となっています。

す。

- ・問34「障がい者が働くために大切と思うことはなにか」

事業主や職場の人が障がい者について十分理解していること（14.3%）、自分の障がいに合った仕事があること（13.9%）、移動手段が確保されていること（12.1%）が主な意見となっています。

- ・問39「現在利用しているサービスおよび今後利用したいサービス」

全てのサービスにおいて、今後3年以内に今よりもサービスの利用を減らすと答えた方はほとんどいませんでした。

- ・問48「次の施策のうち、特に充実してほしいと思うもの」

病気や障がいについての理解促進（12.9%）、グループホームなどの共同生活の場の整備（11.9%）、障害福祉サービスの利用など障がい者の福祉に関する様々な相談支援（10.3%）が主なものとなっています。

<施設入所>

「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の目標値の参考とするための主な設問および回答結果は次の通りです。

- ・問8「現在の施設に入所することとなった理由」

心身の機能が著しく低下したため（33.3%）のほか、家族が病気や転勤により介助（介護）できなくなったため（11.1%）、専門的な訓練を受けたかったため（11.1%）などが理由として挙げられています。

- ・問9「今後どこで生活したいですか」

現在のように、入所施設で暮らしたい（58.8%）が最も多く、入所施設を出て地域で暮らしたい（14.7%）は前回よりも多くなっています。

アンケート結果から、全般にサービスのニーズがあることがわかりました。障がいのある人たちやその家族にとって、病気や障がいに対する理解促進や差別解消は重要な課題であり、地域移行や就労に向けても、周囲の理解や移動手段の確保などの環境整備が求められています。

今後、一人ひとりにあったサービス利用を推進するための計画相談の充実に加え、各種相談機能の連携を強化し、安心して生活できる環境づくりを目指します。

※強度行動障害・・・自分を傷つける「自傷」や他の人や物を傷つけるなどの「他害」「睡眠の乱れ」「異食」「物を壊す」などの周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動を著しく高い頻度で起こすため、特別に配慮された支援が必要な状態

第2章 数値目標の設定

本計画の策定にあたっては、国の基本指針「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号）（以下、「基本指針」という。）により、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等に係る令和8年度末の目標を設定し、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにするものです。

本市では、障がいのある人やその家族をはじめとする市民の福祉ニーズや、これまでの障がい福祉施策の進ちょく状況を踏まえながら、数値目標を設定し、その達成のために必要な施策を実行します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

基本指針では、「令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする」としています。

施設入所者数は、令和3年度以降増加傾向にあります。在宅で生活している障がい者の高齢化や障がいの重度化が目立つようになり、グループホームから施設に移行するケースも増えています。地域移行を目指すには、グループホームにおいても手厚い介護が受けられる環境整備が必要です。このような要因から、地域移行者数については近年実績がない状況が続いており、第6期障がい福祉計画目標3人に対し、令和5年度末の見込みはありません。

目標値は、基本指針に基づく場合、目標年度の入所者数については、令和4年度末時点の入所者数74人に対し5%以上の削減で70人、地域生活移行者数については、令和4年度末時点の入所者数74人の6%以上で5人となりますが、現状においては目標の達成が困難なことから、施設入所者数を2%以上削減の72人に、地域移行者数を4%以上の3人に設定します。

目標の設定

項 目	目 標	考え方
令和5年3月31日時点の入所者数(A)※	74人	令和4年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	72人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】 削減見込(A-B)	2人	差引(減少)数
	2.7%	削減割合
令和5年度末の地域生活移行者数(見込み)	0人	施設入所からグループホーム等へ移行する人の数(R3~R5年度累計)
【目標値】 地域生活移行者数	3人	施設入所からグループホーム等へ移行する人の数(R3~R5年度累計)
	4.1%	

※年度末時点の人数のため、p.38の数値(月間)と異なる

2 福祉施設から一般就労への移行

基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する人を「令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする」としています。

障がいのある人の一般就労が円滑に行われるためには、就労へのきっかけとなる現実的な支援策を講じることが必要です。

前回計画の目標は令和5年度において2人と設定していましたが、令和5年度末の見込みはない状況です。

地域での障がいのある人の就労を促進するためには、身近な就労の場の確保が重要な課題であるため、地域の福祉施設関係者も多く参加している障がい者自立支援協議会が、公共職業安定所や秋田県北障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、障がい者雇用に関わる制度や施策の周知徹底を図るとともに、雇用や就労支援への積極的な働きかけを行います。

目標値は、基本指針に基づく場合、令和3年度実績2人の1.28倍以上とすることから、令和8年度には3人が一般就労することを目標に設定します。

目標の設定

項 目	目 標	考え方
令和3年度の 一般就労移行者数	2人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標】令和8年度の 一般就労移行者数	3人	令和8年度において福祉施設（※）を退所し、一般就労する人の数
	1.28倍	令和3年度との比較

※福祉施設・・・障害福祉サービスの生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援（A型）及び（B型）事業を実施する施設や事業所

また、基本指針では、一般就労移行の目標値を達成するため、令和8年度における利用者数が令和3年度末の利用者数に対し、「就労移行支援事業の利用者数については1.31倍以上とすること」、「就労継続支援A型事業所の利用者については1.29倍以上とすること」、「就労継続支援B型事業所の利用者については1.28倍以上とすること」、「就労定着支援事業の利用者数については1.41倍以上とすること」を目指としています。

就労移行支援事業及び就労継続支援A型事業については、本市に事業所がないことから、市外の事業所を活用して就労を目指すこととします。就労継続支援B型事業については、ここ数年利用者数が減少傾向にあることから、目標値を下げ、1.1倍以上とします。

さらに、「就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること」と、「就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること」を基本ととしています。

就労移行支援事業所については、現在市内にはないことから、利用者のニーズを調査しながら検討していきます。就労定着支援事業所については、1カ所あるサービス提供事業所を活用しての就労支援について周知し、各事業所と連携しながら利用促進を図ります。

目標の設定

項 目	目 標	考え方
【目標値】令和8年度末の 就労移行支援事業（※1） の利用者数	2人 (R3年度 1人)	令和8年度末において就労移行支援事業を利用する人の数
	1.31倍	増加割合
【目標値】令和8年度末の 就労継続支援A型事業 の利用者数	1人 (R3年度 0人)	令和8年度末において就労継続支援A型を利用する人の数
	1.29倍	割合増加
【目標値】令和8年度末の 就労継続支援B型事業 の利用者数	116人 (R3年度 105人)	令和8年度末において就労継続支援B型を利用する人の数
	1.1倍	割合増加
【目標値】令和8年度末の 就労定着支援事業 の利用者数	2人 (R3年度 1人)	令和8年度末において就労定着支援事業を利用する人の数
	1.41倍	割合増加

目標の設定

項 目	目 標	考え方
【目標値】令和8年度末の 就労移行支援事業所のうち 事業利用終了者に占める 一般就労移行者の割合が 5割以上の事業所数	※ (R3年度0カ所)	※ニーズ調査のうえ検討
	50%	達成率
【目標値】就労定着支援事 業所のうち就労定着率が 7割以上の事業所数	1カ所 (R3年度1カ所)	就労定着支援事業所の数
	25%	達成率

※1 就労移行支援事業・・・一般企業などへの雇用が見込まれる人に対し、就労に必要な知識や能力の向上のための支援や企業等とのマッチングを図る障害福祉サービス

※2 就労定着支援事業・・・一般就労へ移行した障がい者が抱える、生活リズム、家計や体調の管理などの課題解決のため、訪問等により必要な連絡調整や指導助言などの支援を行うサービス

3 地域生活支援拠点等の整備

基本指針において、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）については、令和8年度末までに、「その機能充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討すること」、「強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること」としています。

本市では、鹿角市障がい者総合サポートセンターを核とした面的な体制を整備しており、地域生活への移行等に係る相談、障害福祉サービスの利用体験、緊急時の受入体制の確保などに迅速に対応し、一人ひとりに合った支援を行っています。また、鹿角市障がい者総合サポートセンターは、コーディネーターの配置等により地域の体制づくりを担う中心的な役割を果たしており、人材の確保・養成・関係機関の連携等を推進します。

鹿角市障がい者自立支援協議会では、地域生活拠点等の機能充実のための協議を実施しており、引き続き、検証・検討を行います。

強度行動障害のある障がい者については、その特性に適した支援が提供できるよう課題の把握に努め、関係機関での協力体制を整えます。

目標の設定

項 目	目 標	考え方
地域生活支援拠点	コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制・緊急時の連絡体制の構築	コーディネーター等の配置、対象者事前登録による支援体制を構築する
	年1回以上の検証・検討	障がい者自立支援協議会を活用し、検証・検討を行う
	強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握、支援体制整備	障害支援区分認定調査の行動関連項目の集計、アンケート調査等による課題の把握を行う

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を支える「協議の場」を設置し、保健・医療・福祉関係者が連携して精神障がいのある人の地域移行や定着に向けて取り組むこととしています。

本市では、これまでも鹿角市障がい者自立支援協議会において、精神障がいのある人への支援について協議しており、引き続き、かづの厚生病院のデイケアと連携するなど、関係機関の協力体制を整えることにより、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築していきます。

目標の設定

項 目	目 標	考え方
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置すること	鹿角市障がい者自立支援協議会を活用し協議する

5 相談支援体制の充実・強化等

基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、「各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置すること」と、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において「個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること」が求められています。

本市では相談支援体制の充実を図るため、これまでも基幹相談支援センターが中心となり、各事業所が抱える課題について事例検討を通じて意見交換を行うなど、相談支援専門員の資質向上を図っています。引き続き、各事業所が連携することで、適切なサービス提供や支援につながるよう、体制強化に向けて積極的に取り組んでいきます。

目標の設定

項 目	目 標	考え方
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置	相談支援連絡協議会の開催 (年間6回) 主任相談支援専門員の配置	相談支援事業所に対する助言、人材育成の支援、相談機関との連携強化の取組の実施、個別事例の支援内容の検証実施を行う
自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発、改善	自立支援協議会専門部会の開催 年間10回	自立支援協議会における事例検討を行う（専門部会の実施回数）

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

基本指針では、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することとしています。具体的には、障害者総合支援法の内容理解を促進する観点から、市職員等の積極的な研修参加や、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を分析し、その結果を事業所等と共有することによる、請求事務の負担軽減が求められています。

本市では、これまでも秋田県が実施する各種研修等に基幹相談支援センターや市の職員が参加していますが、職員の理解促進により、障がいのある人へのより細やかな支援につながるよう、引き続き、各種研修への積極的な参加を行います。

また、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果については、鹿角市障がい者自立支援協議会を活用し、各事業所と請求時の過誤等の情報を共有することで、請求事務の適正かつ円滑な実施を図ります。

目標の設定

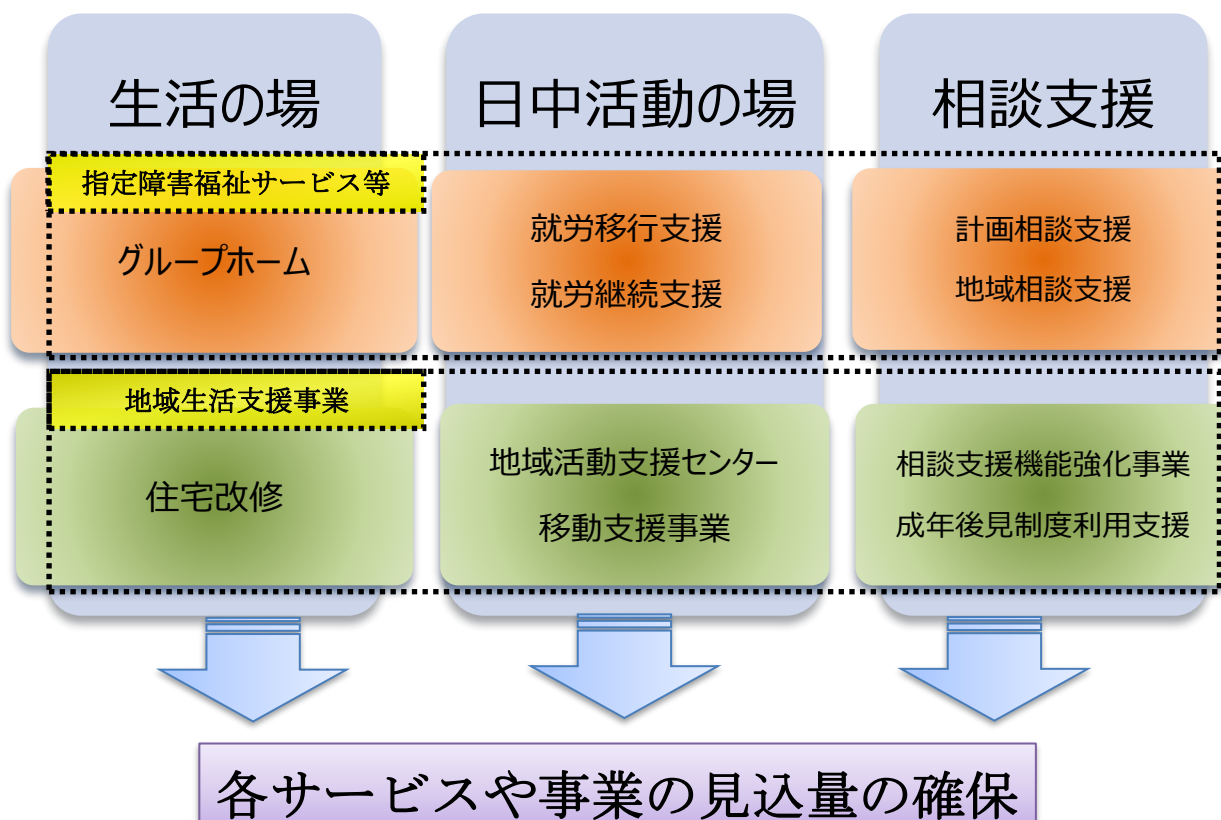
項 目	目 標	考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	市職員の研修参加 実人数 年間 2人	都道府県が実施する障がい者福祉関係の研修等参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	市と事業所等とによる支払審査結果の情報共有を、年1回行う	既存の障がい者自立支援協議会を活用し、過誤請求等の分析結果を共有する

第3章 サービス見込量の設定と確保対策

障がいのある人が住み慣れた地域で元気に暮らしていくためには、生活の拠点である住まいをはじめとして、利用者の視点に立った介護サービスの提供や、コミュニケーション支援、移動支援、日常生活用具の給付、そして一人ひとりの希望や状況に応じて利用できる日中活動の場、就労の場の提供など、これら各サービスが可能な限り身近な地域で受けられるような支援体制の構築を図ることが重要であり、そのために必要なサービスや事業の質・量が確保されなければなりません。

また、障がいのある人とその家族からの相談に応じて、障害福祉サービスの利用に関する情報提供や助言を行い、サービス提供事業所との連絡調整を図るとともに、困難事例の相談に対しては適切に向き合い、社会生活上保障されるべき権利の擁護に取り組むことも欠かせません。

本市では鹿角市障がい者総合サポートセンターを拠点とした相談支援体制の強化を図り、障がいの種類や程度に関わらず、必要とするサービスを利用しながら、本人が希望する地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指しており、その実現のために必要な支援や事業などについて確保すべきサービス見込量を設定し、障害福祉サービスの計画的な提供を推進します。



1 指定障害福祉サービス及び相談支援の部

(1) サービスの内容と対象者

指定障害福祉サービス事業所などによって提供される各サービスの概要は以下のとおりです。障がいのある人の生活の基盤を支援する重要なサービスとなっています。

介護給付

サービス名		実施内容	対象者
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います	居宅での日常生活における支援が必要な人（障害支援区分1以上） 身体介護を伴う場合は、障害支援区分2以上の人
	重度訪問介護	自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的にを行います	居宅で生活する重度の肢体不自由者であって、常に介護を必要とする人（障害支援区分4以上）
	同行援護	外出時において支援を必要とする人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います	視覚障がい者であって、アセスメント調査により外出などの移動が困難と認められる人 身体介護を伴う場合は上記に加え、障害支援区分2以上の人
	行動援護	行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います	知的障がいや精神障がいによって行動上著しく困難のある人で、常に介護を必要とする人（障害支援区分3以上）
	重度障害者等 包括支援	心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）を包括的に提供します	常時介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人（障害支援区分6）のうち、四肢の全てに麻痺等があり寝たきり状態にある人であって、 ① 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 ② 最重度知的障がい者 または障害支援区分6であって強度行動障がいのある行動援護対象者

介護給付

サービス名		実施内容	対象者
居住系サービス	施設入所支援	主として夜間における入浴、排せつ及び食事等の介護や日常生活上の相談支援や必要な支援等を行います	① 生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ② 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人
	生活介護	福祉施設において主として昼間の食事や入浴、排せつ等の介護や生活能力向上に必要な支援のほか、創作的活動または生産活動等の機会を提供します	常に介護を必要とする人であって、 ① 50歳未満の場合は、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ② 50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）
日中活動系サービス	療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人であって、 ① 気管切開を伴う呼吸管理を行っている障害支援区分6の人 ② 筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の人
	短期入所（ショートステイ）	障害者支援施設やその他の施設で、短期間の入所により、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の必要な保護を行います	介護者等の疾病その他の理由により一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする人（障害支援区分1以上）

訓練等給付

サービス名	実施内容	対象者
日中活動系サービス	自立訓練 (機能訓練) 地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います(利用期間に制限があり基本18カ月以内に設定されます)	地域生活を営む上で身体機能の維持や回復などの支援が必要な身体障がい者であって、 ① 入所施設や医療機関を退所・退院した人で、身体的リハビリテーションの継続や支援が必要な人 ② 特別支援学校を卒業した人
	自立訓練 (生活訓練) 地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います (利用期間に制限があり基本24カ月以内に設定されます)	地域生活を営む上で、生活能力の維持向上のための支援が必要な知的障がい者、精神障がい者であって、 ① 入所施設や医療機関を退所・退院した人 ② 特別支援学校を卒業した人や、継続した通院により症状が安定している人
	就労移行支援 一般企業等への就労に向けて、通常の事業所内における職場体験や生産活動の機会の提供や、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います (利用期間に制限があり基本24カ月以内に設定されます)	一般就労が見込まれる就労を希望する人であって、 ① 単独での就労が困難で、就労に必要な知識や技術の習得などの支援が必要な人 ② あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう師免許の取得を希望する人
	就労定着支援 一般就労に移行した者で、企業や自宅等への訪問などにより、生活リズム、家計や体調の管理などの課題解決に向けて必要な連絡調整や指導助言などの支援を行います	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労継続期間が6カ月を経過した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

訓練等給付

サービス名		実施内容	対象者
日中活動系サービス	就労継続支援 (A型)	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施し、能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援・指導等を行います	一般就労が困難であっても適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な65歳未満の人であって、 ① 就労移行支援を利用したが、一般就労に結びつかなかった人 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、一般就労に結びつかなかった人 ③ 離職など就労経験のある人で、現に雇用関係がない人
	就労継続支援 (B型)	通所により、生産活動や就労に向けたその他の活動機会の提供のほか、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の就労に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人であって、 ① 就労経験があるが、年齢・体力面で一般雇用されることが困難となった人 ② 就労移行支援を利用した結果、B型の利用が適当と判断された人 ③ ①②に該当せず、50歳に達している人又は障害基礎年金1級受給者
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間における共同生活上の援助や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います	地域で共同生活を営むことに支障がなく、自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な人
	自立生活援助	定期的な巡回訪問や随時の相談対応等により、地域生活の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整、生活環境の整備等を行います	障がい者施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人

相談支援

サービス名		実施内容	対象者
計画相談支援		相談支援専門員が、適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを実施し、生活全般に関する相談や、障害福祉サービスの利用希望などを調整した個々の利用計画の作成と定期的な見直し（モニタリング）を行います	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての人
地域相談支援	地域移行支援	地域生活への移行を推進するため、退院後などの住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談や、障害福祉サービス事業所などへの同行支援を行います	① 障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している人 ② 精神科病院または、精神科病院以外でも精神病室が設けられている病院に入院している人
	地域定着支援	地域生活の定着を図るため、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに対応できる相談体制や、必要に応じて速やかに駆けつけるなど、適切な支援を行います	① 居宅において単身で生活する人 ② 家庭の状況などにより同居している家族の支援を受けられず、地域生活が不安定で支援が必要な人

補装費

実施内容	対象者
身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される補装具（義肢、車いす等）の購入費、修理費の給付を行います	補装具を必要とする身体障がい者

(2) サービス量の算出方法

月間における各サービス量の算出方法は、以下のとおりです。

サービスの種類	サービス量（月間）の算出方法
訪問系サービス ● 居宅介護 ● 重度訪問介護 ● 同行援護 ● 行動援護 ● 重度障害者等 包括支援	➤ 実利用者数の見込み（人）は、令和3年度から令和4年度までの実績及び令和5年度見込みの利用者数と利用時間数を参考に、事業所の参入意向、施設入所から地域生活へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを勘案して算定しています
日中活動系サービス ● 生活介護 ● 自立訓練(機能訓練) ● 自立訓練(生活訓練) ● 就労移行支援 ● 就労継続支援(A型) ● 就労継続支援(B型) ● 短期入所 ● 就労定着支援 ● 療養介護	
居住系サービス ● 共同生活援助 ● 施設入所支援 ● 自立生活支援	
相談支援 ● 計画相談支援 ● 地域移行支援 ● 地域定着支援	➤ 実利用者数の見込みは、これまでの相談支援の実績や障がいのある人のサービス利用状況を踏まえ、年間の総利用者数を推計し、これを「12(カ月)」で除した値を採用しています

(3) サービス見込量と確保対策

障害福祉サービスの利用が、日常生活や社会生活での共生の実現に最大限に寄与するよう、サービス利用者、相談支援事業所、障害福祉サービス提供事業所間での調整や指導等を通じて、利用者にとって最も適した障害福祉サービスの種類・組合せ・量を利用計画に反映し、モニタリングによる計画内容の確認・見直しを実施します。

また、サービス提供事業所による人材確保や資質向上を促進しながら、十分なサービスの提供体制の確保を進め、良質なサービスが受けられるよう、多くの民間事業者やNPO法人等の障害福祉サービス提供事業所への参入を促進します。

ア 訪問系サービス

居宅介護等の「訪問系サービス」については、障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、市内の事業所を中心とするサービス提供体制の充実に努めるとともに、研修会参加等による人材の育成や、ヘルパー等との連携を強化しながらサービスの質の向上を図ります。

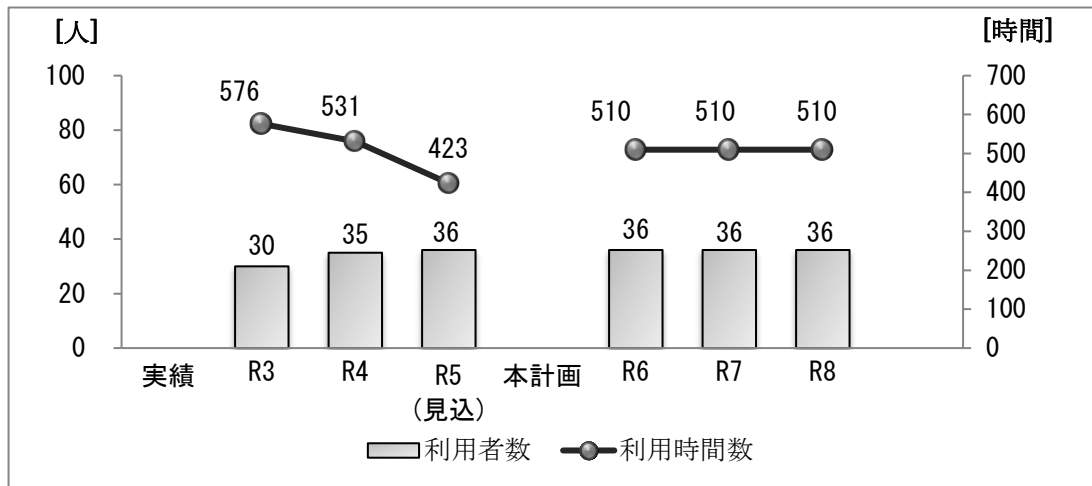
また、障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する高齢の障がい者が増加することが予測されるため、介護保険事業所や地域包括支援センターとの連携を図りながら適正なサービスの提供を進めます。

◆居宅介護など

(月間)

居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 の見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	時間	510	510	510
	人	36	36	36

※月平均の人数



イ 日中活動系サービス

日中活動系サービスの充実、障がいがある人の地域での生活を豊かなものにし、また、訪問系サービスの充実と相まって、地域における生活の維持や継続に寄与します。

そのため、市では指定特定相談支援事業所との連携によりサービス利用希望者のニーズの把握に努めるとともに、利用希望者には事業者情報を提供します。

自立訓練事業に関しては、標準利用期間内に、終了後に自立した生活が送れるように計画相談支援によるサービス等利用計画の検討を行い、それぞれのライフステージにあった支援を行います。

また、就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため、地域の関係機関と連携しながら、事業所のPRや利用を促進するとともに、将来的に一般就労が可能な人については、一般就労への移行が行えるよう必要に応じ支援します。併せて、障害のある人のスキルや特性に応じた就労先につなげるための支援や、就労定着のための支援を提供できる体制整備を進めます。

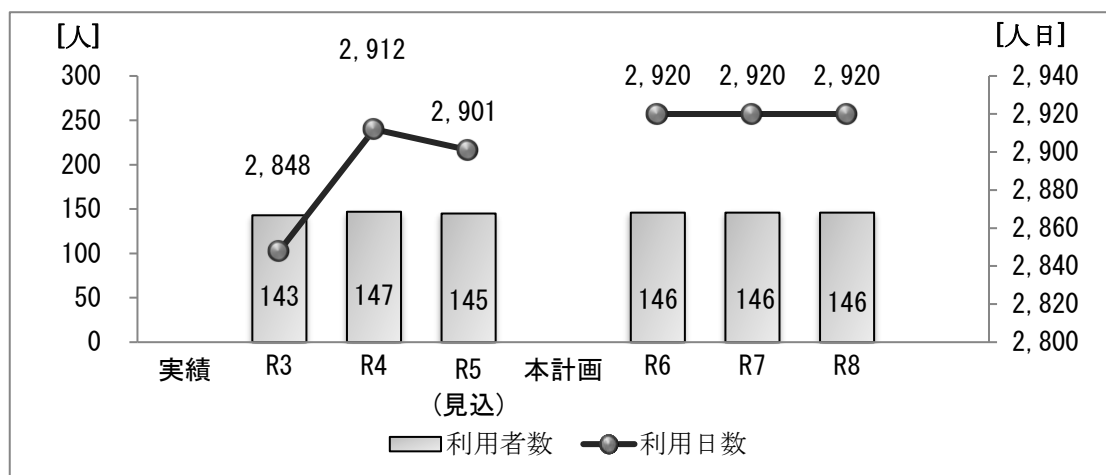
短期入所については、障がいのある人が地域で安心して暮らしていくため、介護者が病気になった時など、必要な時にサービスが利用できるよう、提供体制の充実を図ります。

◆生活介護

(月間)

見込量	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人日	2,920	2,920	2,920
	人	146	146	146
(うち重度障害者数)	人	130	130	130

※月平均の人数

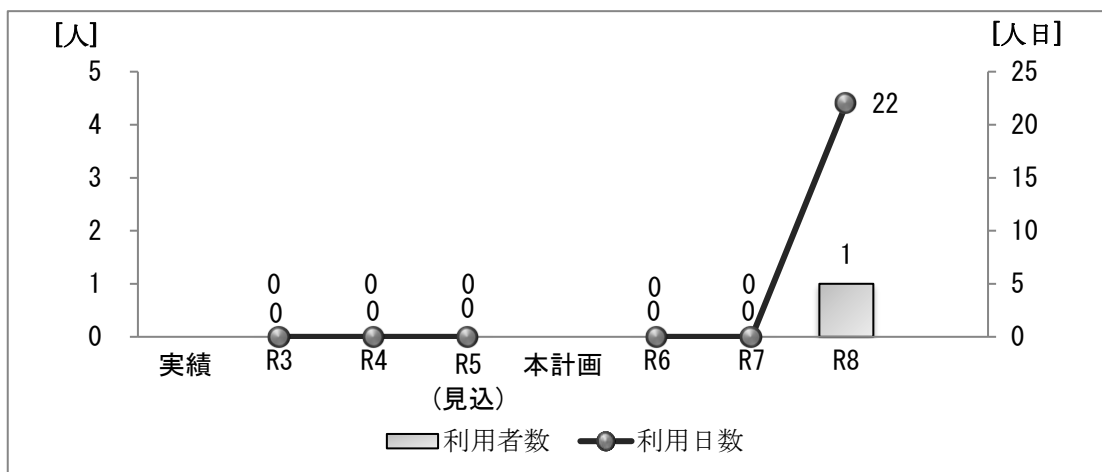


◆自立訓練

(月間)

機能訓練	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込量	人日	0	0	22
	人	0	0	1

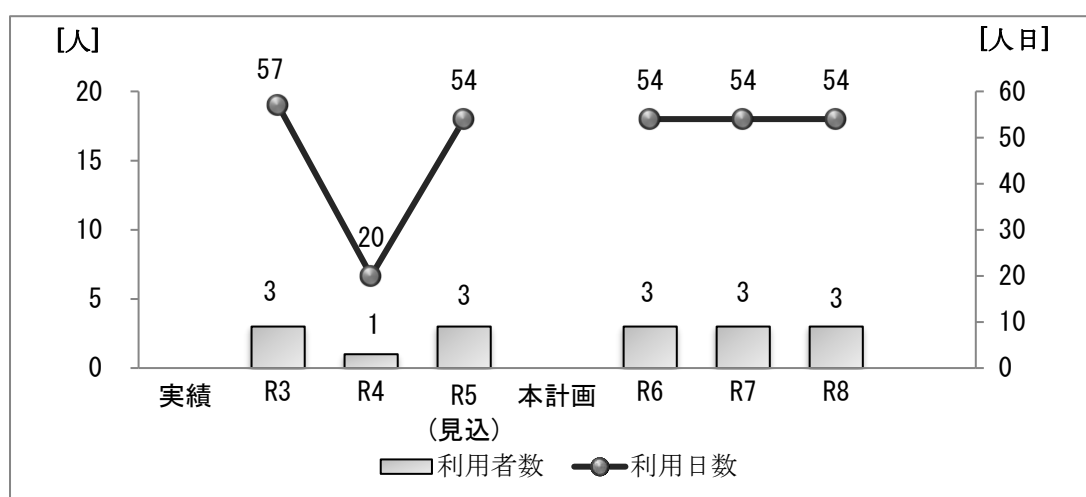
※月平均の人数



(月間)

生活訓練	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込量	人日	54	54	54
	人	3	3	3

※月平均の人数

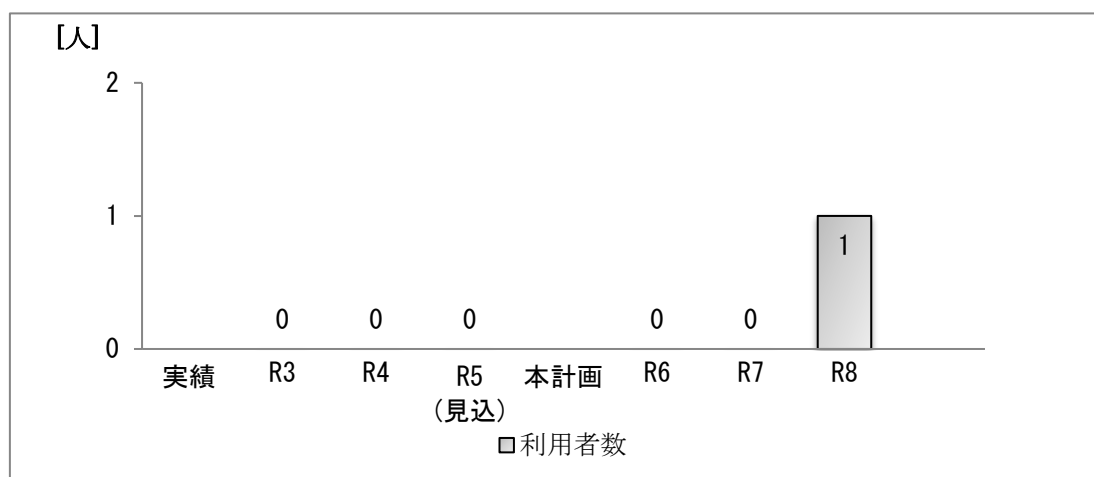


◆就労選択支援（令和 6 年度開始）

（月間）

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人	0	0	1

※月平均の人数

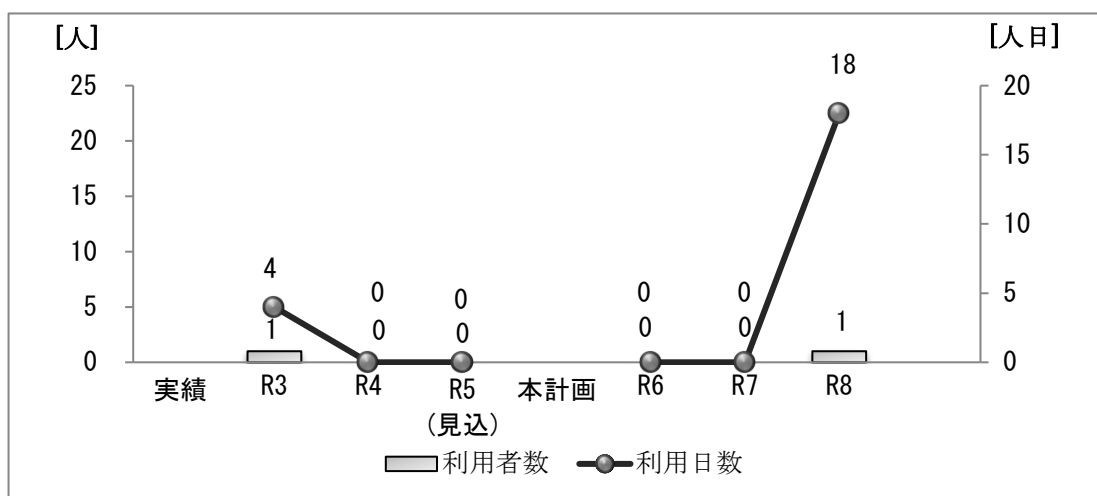


◆就労移行支援

（月間）

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人日	0	0	18
	人	0	0	1

※月平均の人数

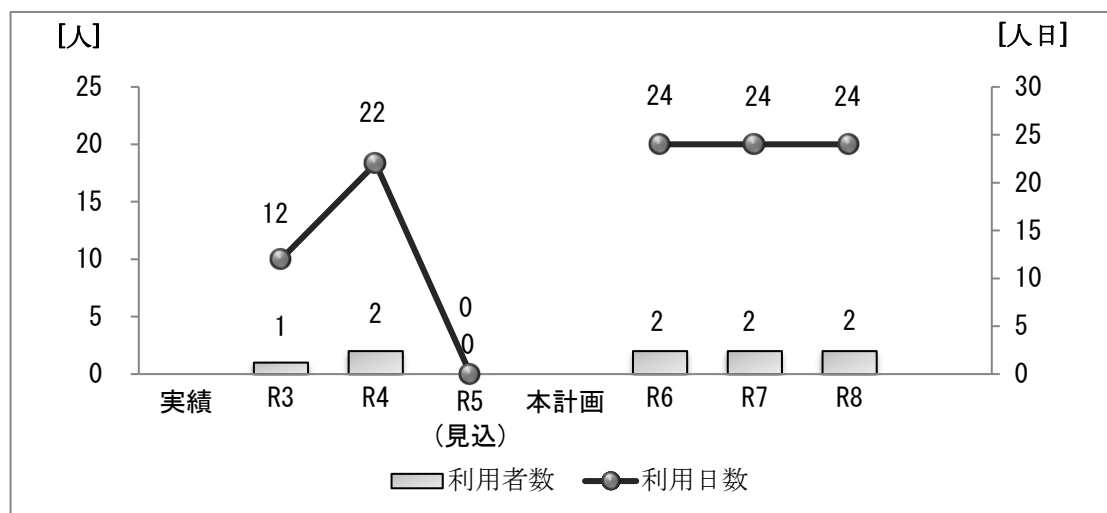


◆就労定着支援

(月間)

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人日	24	24	24
	人	2	2	2

※月平均の人数

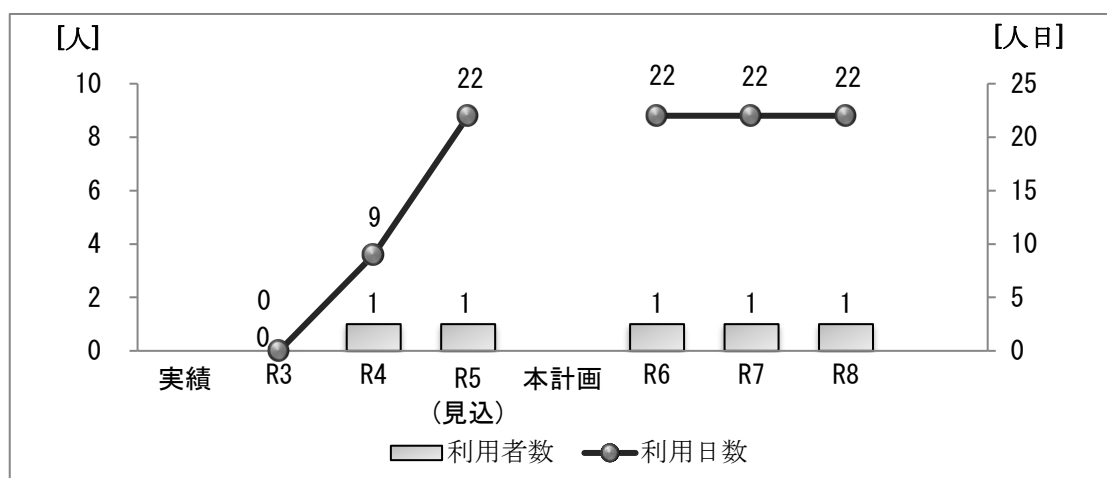


◆就労継続支援 (A 型)

(月間)

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人日	22	22	22
	人	1	1	1

※月平均の人数

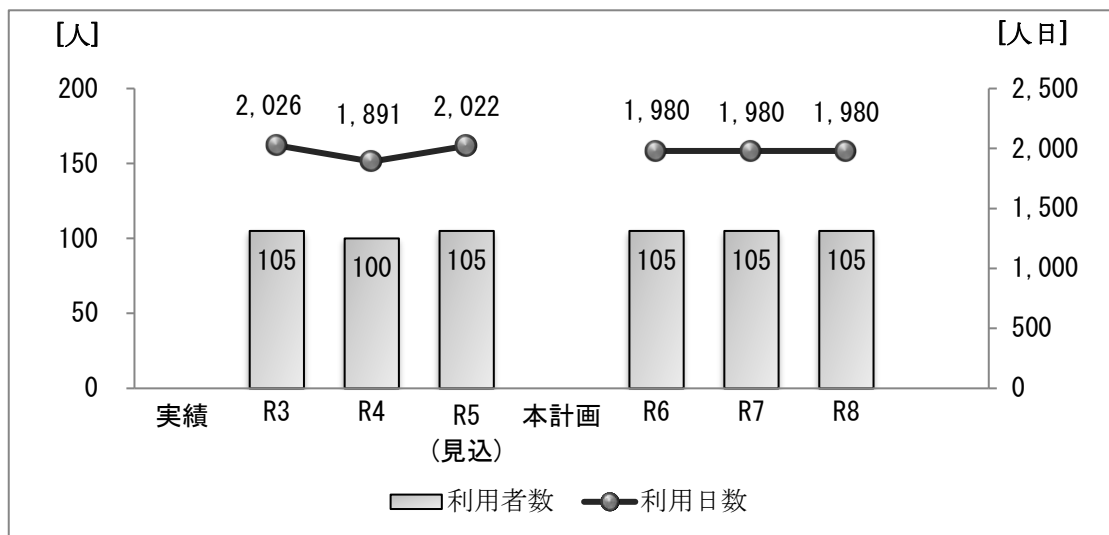


◆就労継続支援（B 型）

（月間）

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人日	1,980	1,980	1,980
	人	105	105	105

※月平均の人数

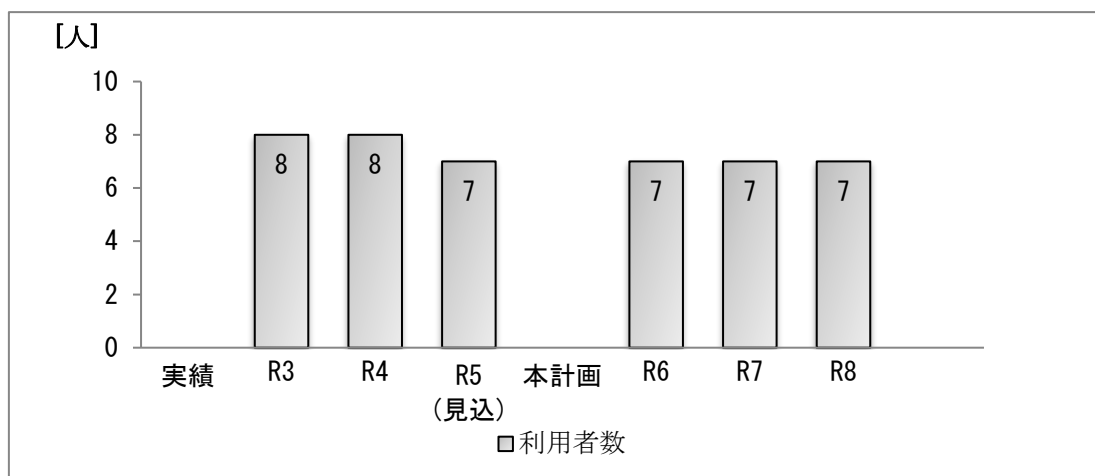


◆療養介護

（月間）

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人	7	7	7

※月平均の人数

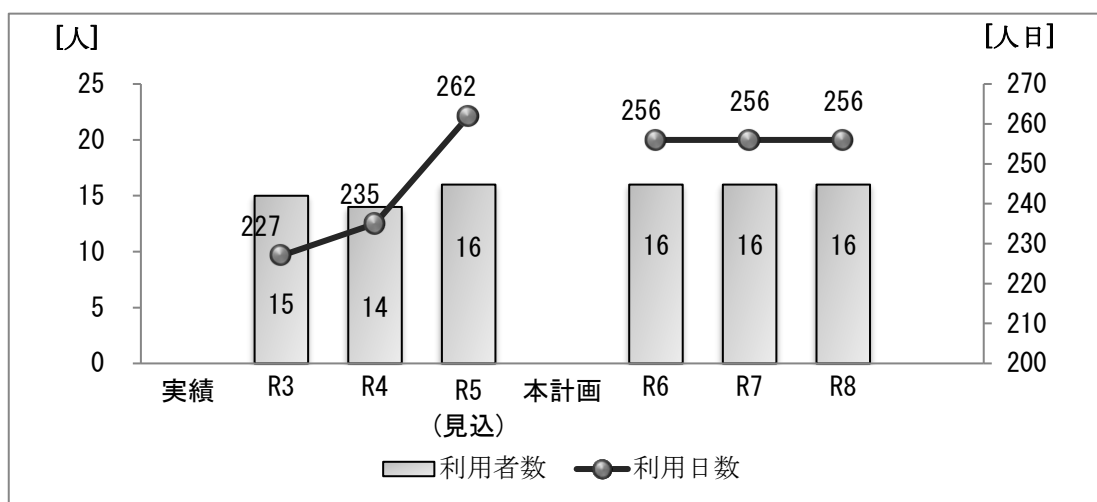


◆短期入所（福祉型）

（月間）

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人日	256	256	256
	人	16	16	16
（うち重度障害者数）	人	7	7	7

※月平均の人数

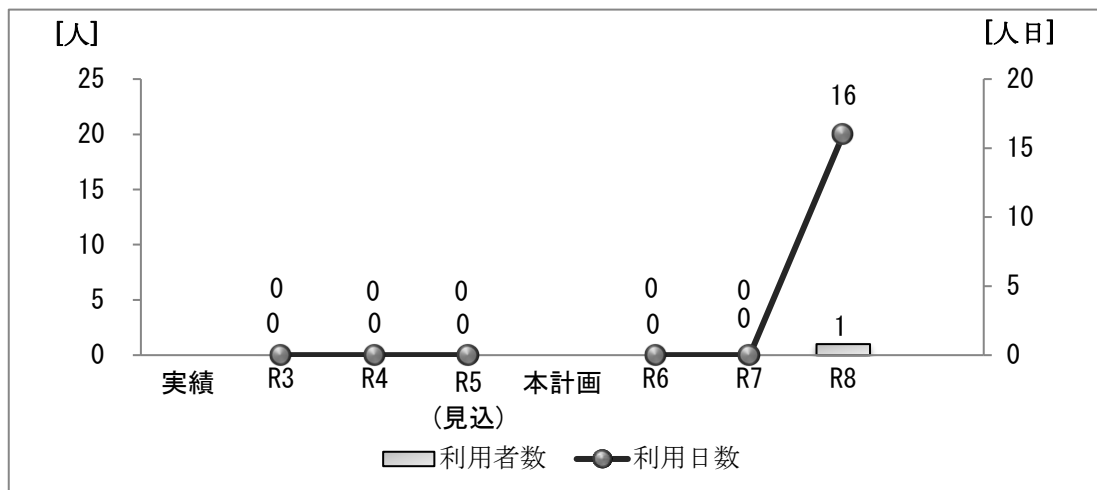


◆短期入所（医療型）

（月間）

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人日	0	0	16
	人	0	0	1
（うち重度障害者数）	人	0	0	1

※月平均の人数



ウ 居住支援系サービス

共同生活援助（グループホーム）については、障がいのある人の地域生活を進める観点からも、引き続き計画的な整備が必要となります。市では、地域住民の障がいに対する理解が深まるよう努めるとともに、ニーズに応じたサービスの提供が行えるようサービス提供事業所への支援に努めます。

施設入所支援については、入所が必要となる人が可能な限り希望する施設を利用できるよう、適切なサービス提供に努めます。地域移行を進める中であっても、在宅生活が困難となった方の受入先は必要であり、セーフティネットとしての機能を維持できるよう事業所との連携を図ります。

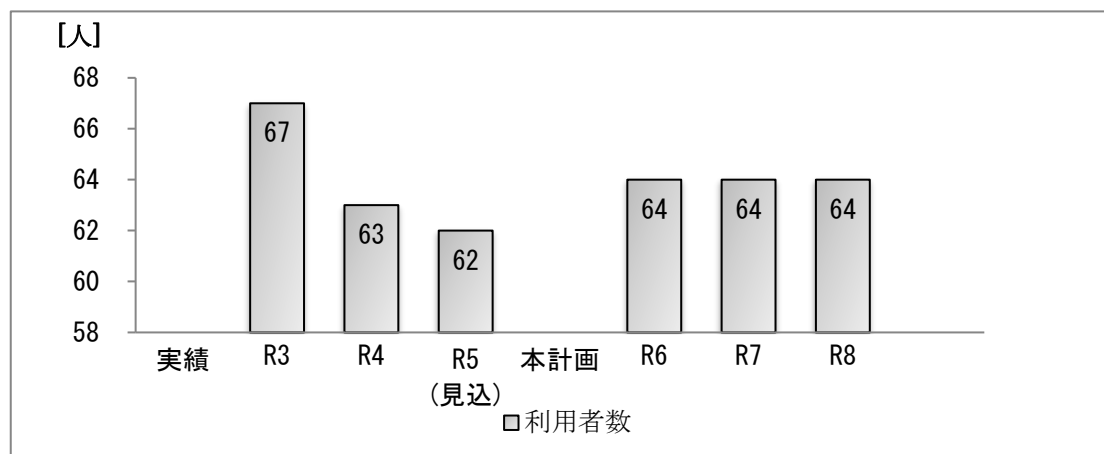
自立生活援助については、病院やグループホーム等から退所した障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、対象者や見込量等を精査し、体制の整備に努めます。

◆共同生活援助

（月間）

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人	64	64	64
（うち重度障害者数）	人	30	30	30

※月平均の人数

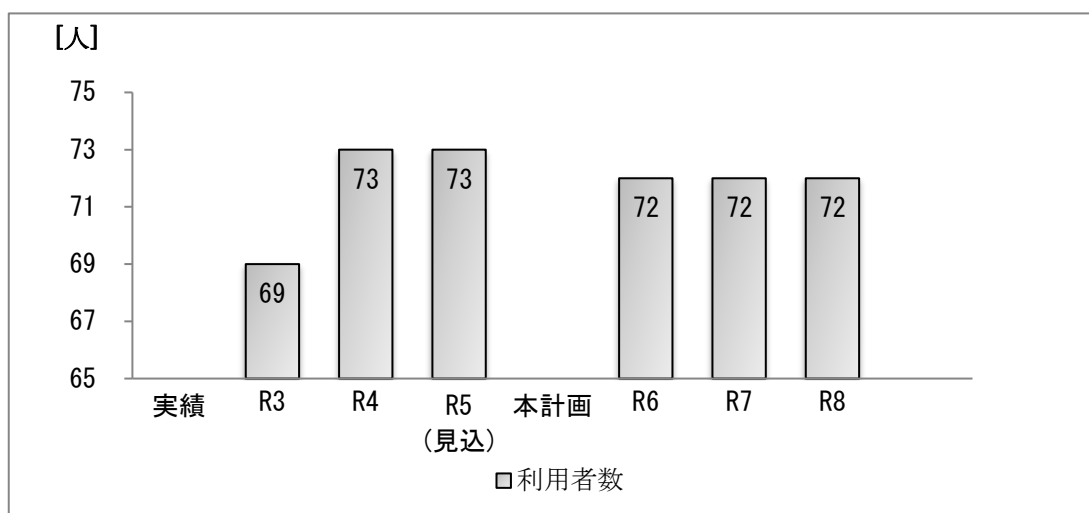


◆施設入所支援

(月間)

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人	72	72	72

※月平均の人数

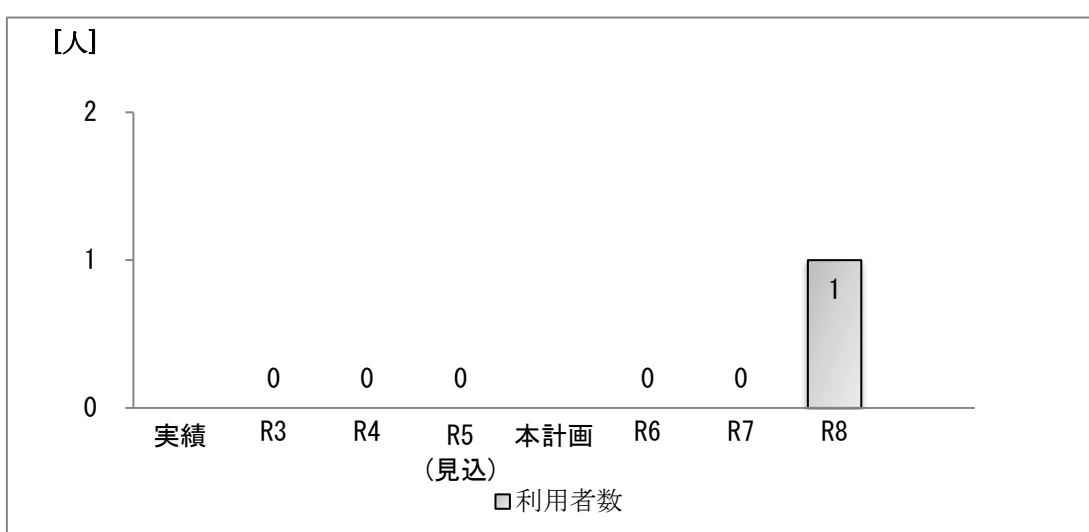


◆自立生活援助

(月間)

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人	0	0	1

※月平均の人数



工 相談支援

相談支援は個々に応じた全てのサービスの適切な利用を支える重要なサービスであることから、障がいのある人やその家族が、必要となる障害福祉サービスを円滑に利用できるよう、障がいの特性や心身の状況、周りを取り巻く環境や障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成します。

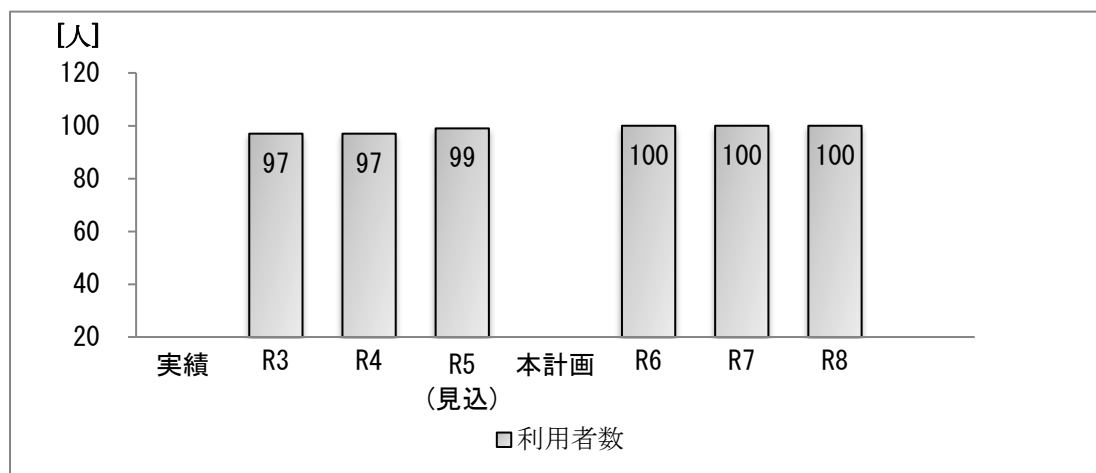
サービス等利用計画は、障害福祉サービスの支給決定に先立ち、必ず作成されるよう体制を維持することが重要です。

◆計画相談支援

(月間)

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人	100	100	100

※月平均の人数

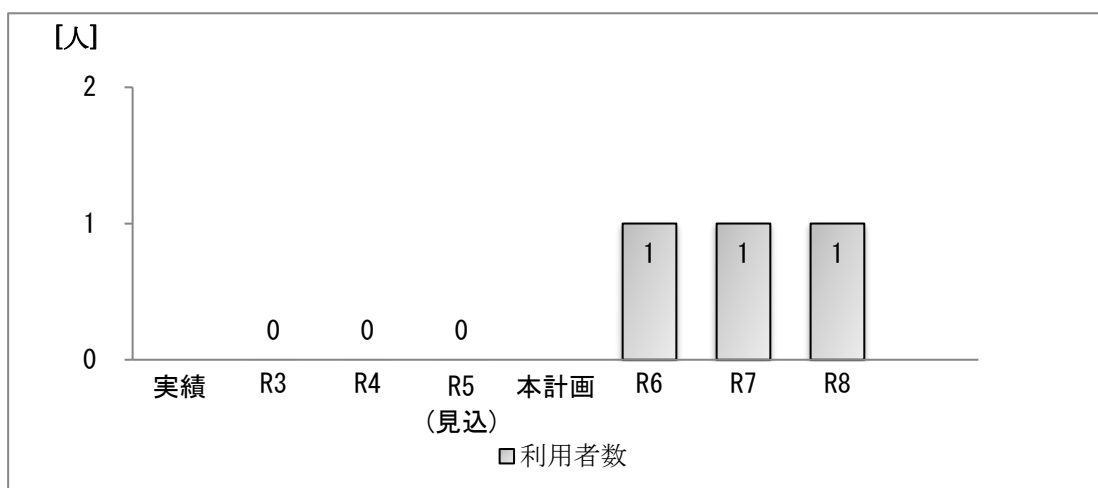


◆地域移行支援

(月間)

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人	1	1	1

※月平均の人数

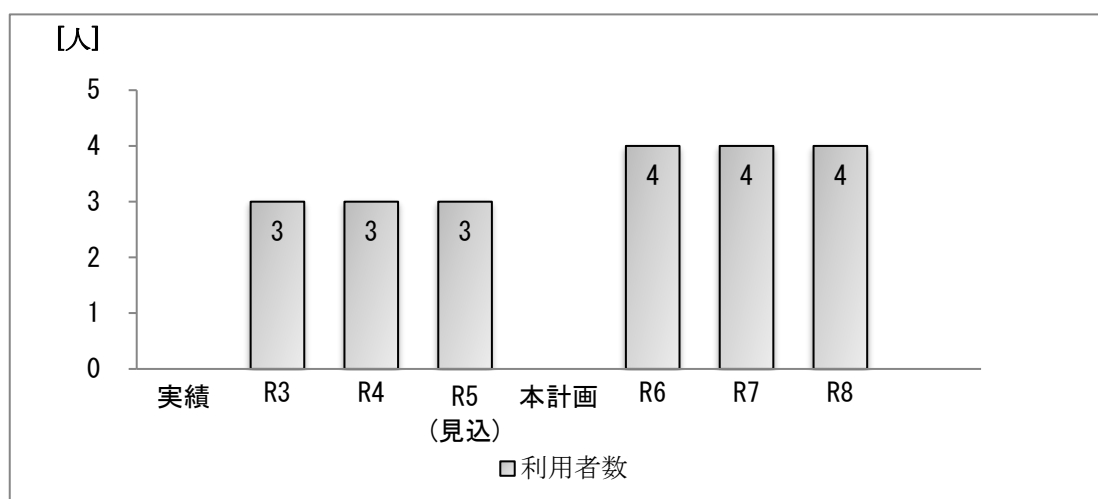


◆地域定着支援

(月間)

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人	4	4	4

※月平均の人数



2 地域生活支援事業の部

地域生活支援事業は、自立支援給付による介護・訓練等の指定障害福祉サービスとともに、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、総合的な自立支援システムの一翼を担う重要な事業です。

地域生活支援事業は市が実施主体となり、必ず実施しなければならない事業（必須事業）と、地域の実情や利用者のニーズ等に応じて、必要と考えられる内容の事業（任意事業）を選び実施することができます。

本市においては、市内におけるサービス提供体制の確保、利用者の経済的負担への配慮等を図りつつ、障がいのある人が、地域に住む人との相互理解のもと、尊厳をもって地域で生活するために必要な事業を見極め、計画的かつ効果的に事業を展開していきます。

(1) 事業の実施内容と見込量

ア 必須事業

(ア) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するよう、障がいに対する地域の住民の理解を深めるための研修や啓発事業を実施します。

見込量	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

(イ) 自発的活動支援事業

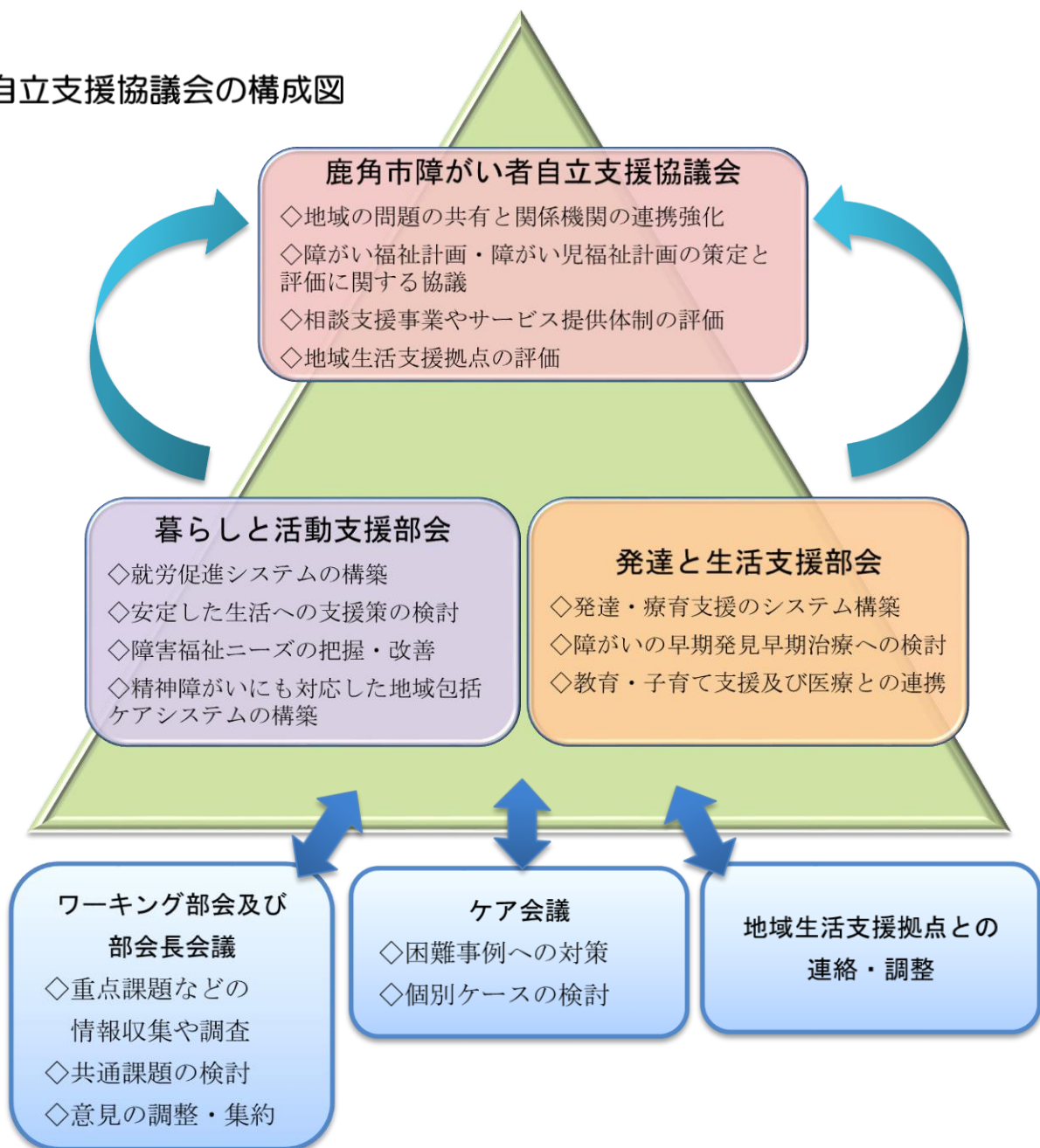
障がいのある人が自立した日常生活ができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等の地域における自発的な取組を支援します。

見込量	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
自発的活動支援事業	有	有	有

(ウ) 相談支援事業

相談支援事業は、障がいのある人の相談に応じて、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介などのほか、地域自立支援協議会（鹿角市障がい者自立支援協議会）の運営など、障がい福祉に関する広範な分野にわたり総合的なサポートを行います。

地域自立支援協議会の構成図



i 障害者相談支援事業

障がいのある人の福祉に関する各般の問題については、鹿角市障がい者総合サポートセンターを拠点として、障がいのある人や介護を行う人等からの相談に応じ、日常生活や社会生活に必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援などを総合的に支援します。

鹿角市障がい者虐待防止センターにおいては、障がいがあることに起因した虐待に関する相談支援や、虐待の早期発見、防止体制の構築に努めるとともに、障がいのある人の権利擁護を一層強化するため、成年後見制度の利用に必要な関係機関との連絡調整や申立て、利用の際に必要な経済的負担に対する援助を実施します。

また、鹿角市基幹相談支援センターは、専門的職員を配置し、地域の相談支援を包括するとともに、地域の相談支援の中核的な役割を担い、総合的かつ専門的な相談支援を展開します。

鹿角市障がい者自立支援協議会については、障がいがある人の福祉・医療・教育・雇用に関連する機関等によるネットワークを強化し、個別の相談支援の事例を通じて明らかになる地域の課題を共有し、障がいがある人の自立に必要とされる社会資源等、支援環境を整備します。

見込量または設置の有無	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施箇所数	実施箇所数	実施箇所数
地域自立支援協議会	1	1	1
基幹相談支援センター	1	1	1
虐待防止センター	1	1	1

ii 基幹相談支援センター機能強化事業（重層的支援体制整備事業）

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるように、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士や精神保健福祉士など、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能を強化します。

また、相談者の属性や世代に関わらず、包括的に相談を受け止め、専門分野の相談支援機関へのつなぎや情報提供などを行い、連携して支援を行います。

見込量	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
基幹相談支援センター機能強化事業	有	有	有

iii 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居にあたって保証人がいないなどの理由により、入居が困難で支援が必要な障がいのある人について、入居に必要な調整などに関する支援や、家主等への相談・助言を行います。

見込量	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
住宅入居等支援事業	有	有	有

（エ）成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がいのある人で、障害福祉サービスの利用などの視点から、契約が困難な場合や、親族の状況などにより成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）や後見人等の報酬の全部または一部を助成し、制度の利用を支援しながら障がいのある人の権利擁護を図ります。

見込量	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	実利用者数	実利用者数	実利用者数
成年後見制度利用支援事業	1	1	1

（オ）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることが困難な人を対象に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を支援します。

見込量	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		4		4		4
手話通訳者設置事業	0		0		0	

（カ）日常生活用具給付等事業

在宅で生活している重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人で、対象となる用具を必要とする人に対し、用具を給付又は貸与することで、日常生活を支援します。

見込量	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	件数	件数	件数
介護・訓練支援用具	2	2	2
自立生活支援用具	1	1	1
在宅療養等支援用具	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	5	5	5
排せつ管理支援用具	880	880	880
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	3	3	3

(ク) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者が、外出先等で円滑に意思疎通を行えるように、市民が手話を学ぶための研修会を開催し、日常会話程度の手話表現技術の取得を促進します。

見込量	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	修了(登録)見込み者数	修了(登録)見込み者数	修了(登録)見込み者数
実養成講習修了(登録)見込み者数	0	4	0

(ケ) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人が、買い物や余暇活動などの社会参加において、円滑に外出することができるよう、ヘルパーによるマンツーマンの個別移動支援や、福祉車両の定期運行による移動支援を実施します。

見込量	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
	実利用者数	延利用時間数	実利用者数	延利用時間数	実利用者数	延利用時間数
個別支援型	20	400	20	400	20	400
車両移送型	50	500	50	500	50	500

(コ) 地域活動支援センター事業（重層的支援体制整備事業）

地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、鹿角市障がい者総合サポートセンター内に地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供し、日常生活の充実を図ります。

また、社会参加のきっかけとなる場所でもあることから、障害のある人だけでなく、世代や属性を超えた多様なニーズに対応した居場所としての利用を推進します。

見込量	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
市内地域活動支援センター	1	80	1	80	1	80
市外地域活動支援センター	1	17	1	17	1	17

イ その他の事業（任意事業）

（ア）訪問入浴サービス事業

在宅で生活している重度の身体障がいがある人で、居宅における入浴が困難な人を対象に、自宅を訪問し専用浴槽を使って入浴を介助します。

見込量	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
訪問入浴サービス事業	1	1	1	1	1	1

（イ）日中一時支援事業

障がいのある人について、日中に監護する人がいない場合や、家族の一時的な休息を図るため、障がいのある人に対し活動の場を提供し、見守りのほか社会に適應するための日常的な訓練を実施します。

見込量	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
日中一時支援事業	1	10	1	10	1	10

（ウ）巡回支援専門員整備事業（地域障害児支援体制強化事業）

発達障がい等に関する知識を持った専門員が保育所等を訪問し、子どもや保護者、担当職員に対し助言を行うことで、障がいの早期発見・早期対応につながるよう支援します。

また、発達の問題が表面化しやすい5歳児を対象に、「5歳児すくすく健康相談事業」を実施し発達の確認を行うことで、就学に向けたケアに努めます。

見込量	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
	配置人数	実利用児童数	配置人数	実利用児童数	配置人数	実利用児童数
巡回支援専門員整備事業	1	145	1	121	1	113

（エ）社会参加促進事業

文字による情報入手が困難な視覚障がいのある人に対し、音声訳により市の広報や障がい者関係事業の紹介、生活情報などを定期的に提供します。

また、自動車運転免許の取得や自動車の改造に係る費用の一部を助成するなど、障がいのある人の就労に結びつく支援や社会参加を促進します。

見込量	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	実利用者数	実利用者数	実利用者数
声の広報発行事業	10	10	10
自動車運転免許取得・改造助成事業	5	5	5

（オ）成年後見制度普及啓発事業

成年後見制度の利用促進を図る中核機関を設置し、福祉・保健・医療・司法関係者等によるネットワークの構築により、相談体制の強化を図ります。

また、制度について広く周知し、後見等のニーズを精査することで必要な支援の調整を行います。

見込量	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	実施箇所数	実施箇所数	実施箇所数
成年後見制度普及啓発事業	1	1	1

第3期鹿角市障がい児福祉計画

第1章 障がいのある子どもの状況

1 障がいのある児童・生徒の状況

秋田県立比内支援学校かづの校に在籍する児童・生徒数は、令和5年4月1日現在で、小学生が9人（男子8人、女子1人）、中学生が13人（男子10人、女子3人）、高校生が29人（男子22人、女子7人）となっています。

また、特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、小学生が57人（男子43人、女子14人）、中学生が16人（男子15人、女子1人）となっています。

2 小児慢性特定疾病患者の状況

本市における小児特定慢性疾病医療受給者数は、令和4年度末時点において25人となっています。

●小児慢性特定疾病医療受給者数 (単位：人)

疾病 番号	疾 患 名	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1	悪性新生物	7	4	3
2	慢性腎疾患	3	3	2
3	慢性呼吸器疾患	0	0	0
4	慢性心疾患	7	8	9
5	内分泌疾患	3	3	2
6	膠原病	3	3	2
7	糖尿病	1	1	1
8	先天性代謝異常	1	0	0
9	血液疾患	1	0	1
10	免疫疾患	0	0	1
11	神経・筋疾患	2	3	2
12	慢性消化器疾患	0	0	1
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	1	0	0
14	皮膚疾患群	0	0	0
15	骨系統疾患	1	1	1
16	脈管系疾患	0	0	0
	合 計	30	26	25

※資料 秋田県大館福祉環境部

3 子ども・子育て支援事業等の利用状況

保育園等での障がいのある子どもの受け入れ実績は、令和5年4月1日現在で、保育所 43 人、認定こども園 15 人、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）12 人となっています。

子育てに不安を抱えている親子への支援として実施している親子教室事業には、11 人の子どもの参加がありました。

4 障害児通所支援利用者の状況

本市の障害児通所支援利用者に交付される受給者証の交付人数は、令和5年4月1日現在で、49 人となっています。

5 障害児通所支援給付費の年間支出額

本市の障害児通所支援給付費の令和4年度の支出額は約 3,400 万円となっており、令和2年度と比較すると 660 万円ほどの増加となっています。令和4年度以降、市内に通所支援事業所が増えたことから、特に児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者数が大幅に増加しており、今後も継続した利用が見込まれます。

●障害児通所支援給付費の年間支出額

障害福祉サービス	年間支出額[円]			年間延べ利用人数[人]		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
児童発達支援	1,840,938	924,010	4,249,272	66	54	131
放課後等デイサービス	23,021,899	22,893,201	25,490,407	221	260	293
保育所等訪問支援	968,810	770,290	819,163	58	59	46
障害児相談支援	1,506,800	2,023,760	3,370,010	79	101	153
合計	27,338,447	26,611,261	33,928,852	424	474	623

6 障がいのある子どもへのアンケート調査の結果

調査の対象は、令和5年8月時点で鹿角市から児童通所支援受給者証を交付されている、18歳以下の55人とし、郵送や自立支援協議会委員等を通じて配付と回収を行いました。回答数は24人、回答率は43.6%となりました。

数値目標及びサービス量の参考とするための主な設問および回答結果は次の通りです。

- ・問22「日常生活について」

日常生活については、お小遣いの管理、買い物（45.8%）、外出（通学等の移動）（20.8%）、学習や活動への取り組み（20.8%）にいつも手助けが必要な方が多く、また、部分的に手助けが必要な方が多いのは、同様にお小遣いの管理、買い物（41.7%）、学習や活動への取組（41.7%）、外出（通学等の移動）（37.5%）、となっています。

- ・問23「平日の日中を主に過ごしている場所は」

放課後等デイサービス（25.5%）、小中学校（特別支援学級）（19.1%）となっております。

- ・問27「日常生活で困っていること、不安に思っていることは」

将来に不安を感じている（54.5%）、人間関係に支障がある（18.2%）、近くに、病気や障害を理解したうえで診てもらえる病院がない（18.2%）となっております。

- ・問30「利用しているサービス」

障害児相談支援（70.8%）、放課後等デイサービス（70.8%）、次に児童発達支援（62.5%）となっています。

- ・問32「将来希望する暮らしのために必要と思うことは」

主な意見として、働く場所の確保（22.1%）、働くための訓練・就労に向けた支援（20.8%）、自立生活のための訓練・指導（16.9%）が挙げられています。

- ・問35「障がいのある方への地域理解を進めるうえで必要なこと」

教育現場での障がい者に関する教育や情報の提供（31.4%）、障がい者の一般企業への就労の促進（27.5%）が特に多い意見となっています。

アンケート結果から、障がいのある子どもやその家族にとって、障がいやその特性を広く理解してもらうための教育環境、大人になったときの自立した生活や、将来働くための訓練等支援、安心できる医療体制などが求められていると考えます。

第2章 数値目標の設定

1 障がいのある子どもへの支援提供体制の整備等

基本指針では、令和8年度末までに、市内または圏域内において「児童発達支援センターを1カ所以上設置すること」、「障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること」、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保すること」を目指すこととしているほか、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、「保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること」が求められています。

児童発達支援センターは、障がいのある子どもを総合的に支援する中心機関として必要とされていますが、本市においては新たに設置するのではなく、既存の事業所と連携しながら、同等の中核的な支援機能を有する体制整備を目指します。また、重度心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援や放課後等デイサービスについては、ニーズに応じて既存事業所を利用できるよう、関係機関で検討していきます。

障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）については、保育所等訪問支援を活用しながら、事業所と保育所等が協力して受け入れていけるよう、体制を整備していきます。

医療的ケア児等の支援は、対象となる子どもの実態把握に努めるとともに、必要な支援やコーディネーターの配置について検討します。

目標の設定

項 目	目 標	考え方
児童発達支援センター	令和8年度末までに鹿角市または圏域で少なくとも1カ所を整備	同等の中核的な支援機能を有する体制整備を検討する
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所		ニーズに応じて既存事業所を利用できるよう体制整備を検討する

項 目	目 標	考え方
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	令和８年度末までに通所支援事業所や保育所等が協力し、障がい児の地域社会への受け入れ体制を整備	保育所等訪問支援等を活用しながら、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できる受入体制を整備する
医療的ケア児支援のための関係機関との協議の場の設置とコーディネーターの配置	令和８年度末までに鹿角市または圏域で協議の場を設けるとともに、コーディネーターを配置	障がい者自立支援協議会を活用し、検討を行う

※医療的ケア児

生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器装着等）を日常的に要する状態にある子ども

※インクルージョン

障がいの有無にかかわらず、様々な背景を持つ子どもを同じ環境で受け入れ、すべての子どもが必要な援助を受けながら共に成長できることを目指す取組

2 相談支援体制の充実・強化等

基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、「各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置すること」と、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において「個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること」が求められています。

本市では、相談支援体制の充実を図るため、基幹相談支援センターが中心となり、各事業所が抱える課題について事例検討を通じて意見交換を行うなど、相談支援専門員の資質向上を図っています。また、鹿角市障がい者自立支援協議会においても、発達と生活支援部会（子ども部会）の中で、子どもに特化した課題等について情報共有し、関係機関での連携した支援に努めています。引き続き、適切なサービス提供や支援につながるよう、体制強化に向けて積極的に取り組んでいきます。

目標の設定

項 目	目 標	考え方
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置	相談支援連絡協議会の開催 （年間6回） 主任相談支援専門員の配置	相談支援事業所に対する助言、人材育成の支援、相談機関との連携強化の取組の実施、個別事例の支援内容の検証実施を行う
自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発、改善	自立支援協議会専門部会の開催 年間10回	自立支援協議会における事例検討を行う（専門部会の実施回数）

第3章 サービス見込量の設定と確保対策

1 障害児通所支援の部

(1) 支援の内容と対象者

子ども・子育て支援法は、基本理念に「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と定めています。障がいのある子どもについて、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況も考慮しつつ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく専門的な支援体制を確保します。

指定障害児通所支援事業所などによって提供される各支援の概要は以下のとおりです。すべての子どもが健やかに成長するよう、教育、保育等の関係機関とも連携しながら、障がいのある子どもとその家族に対し、身近な場所で良質かつ適切な支援を行い、共生社会を目指すものです。

障害児通所支援等

サービス名	実施内容	対象者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います	療育の観点から集団療育及び個別療育の必要があると認められる未就学の障がい児
居宅訪問型児童発達支援	障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います	重度の障がいの状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、施設へ通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児

サービス名	実施内容	対象者
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある子どもに対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童
障害児相談支援	相談支援専門員が、適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを実施し、生活全般に関する相談や、障害福祉サービスの利用希望などを調整した個々の利用計画の作成と定期的な見直し（モニタリング）を行います	障害児通所支援を利用する障がい児
医療的ケア児に対する関係機関の協議の実施	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置することで円滑な協議を促し、対応の実効性を確保します	

(2) 支援量の算出方法

月間における各サービス量等の算出方法は、以下のとおりです。

サービス名	支援量（月間）の算出方法
児童発達支援	➤ 実利用者数の見込み（人）は、令和3年度から令和4年度までの実績及び令和5年度見込みの利用者数と利用日数を参考に、児童数の推移などを勘案して算定しています
居宅訪問型 児童発達支援	➤ 令和5年度までの利用者はありませんが、今後もニーズの把握に努めることとし、令和8年度末までに実利用者数1人を見込み算定しています
放課後等 デイサービス	➤ 実利用者数の見込み（人）は、令和3年度から令和4年度までの実績及び令和5年度見込みの利用者数と利用日数を参考に、児童数の推移などを勘案して算定しています
保育所等訪問支援	➤ 実利用者数の見込み（人）は、令和3年度から令和4年度までの実績及び令和5年度見込みの利用者数と利用日数を参考に、児童数の推移などを勘案して算定しています
障害児相談支援	➤ 実利用者数の見込みは、これまでの相談支援の実績や障がいのある児童のサービス利用状況を踏まえ、年間の総利用者数を推計し、これを「12(カ月)」で除した値を採用しています
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	➤ 関係機関での協議を進め、令和8年度末までに1人以上のコーディネーター配置を目指します

(3) 支援見込量と確保対策

障がいのある子どもとその家族が、希望する支援を適切に受けられるよう、支援利用者、相談支援事業所、支援提供事業所間での調整や指導等を通じて、支援の種類・組合せ・量を利用計画に反映し、モニタリングによる計画内容の確認と見直しを行います。

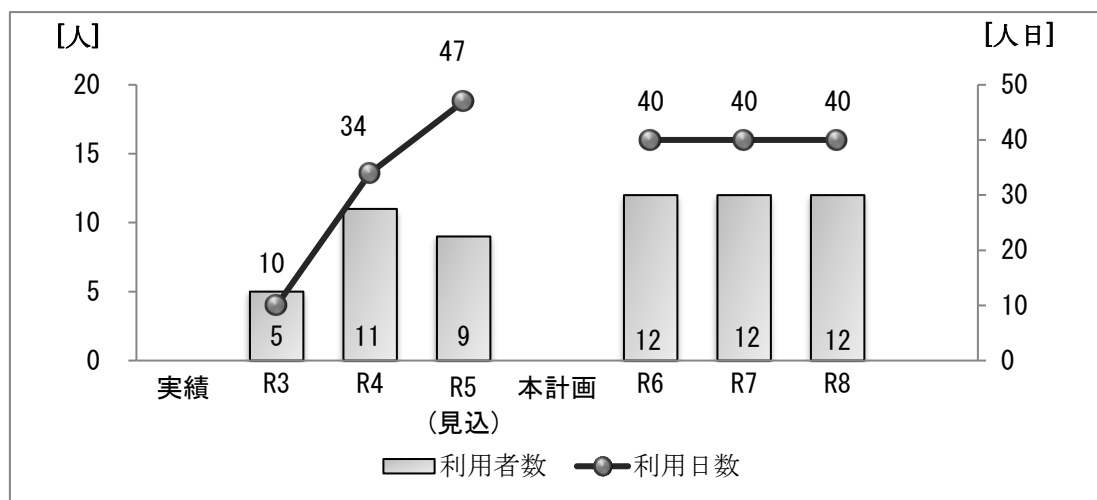
また、支援提供事業所による人材確保や資質向上を促進しながら、十分な支援の提供体制の確保を進めます。

◆児童発達支援

(月間)

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人日	40	40	40
	人	12	12	12

※月平均の人数

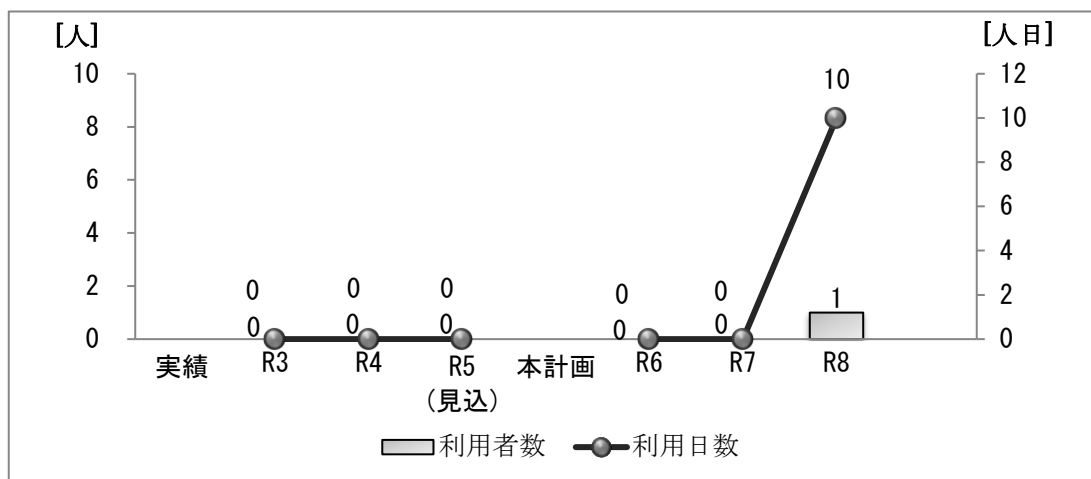


◆居宅訪問型児童発達支援

(月間)

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人日	0	0	10
	人	0	0	1

※月平均の人数

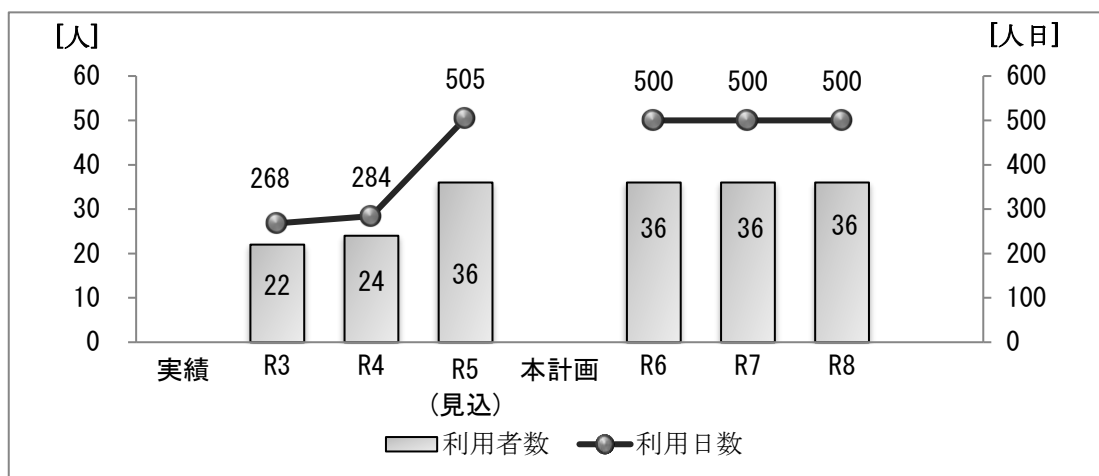


◆放課後等デイサービス

(月間)

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人日	500	500	500
	人	36	36	36

※月平均の人数

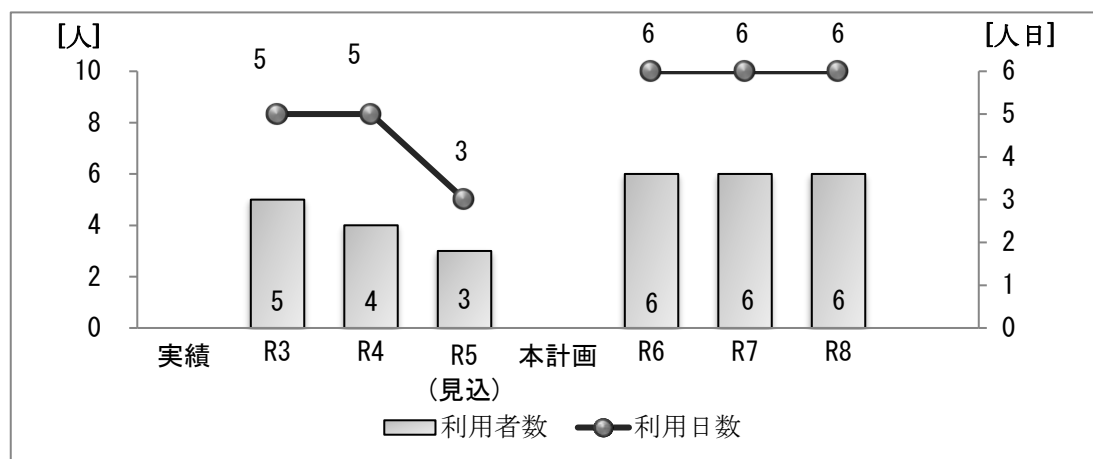


◆保育所等訪問支援

(月間)

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人日	6	6	6
	人	6	6	6

※月平均の人数

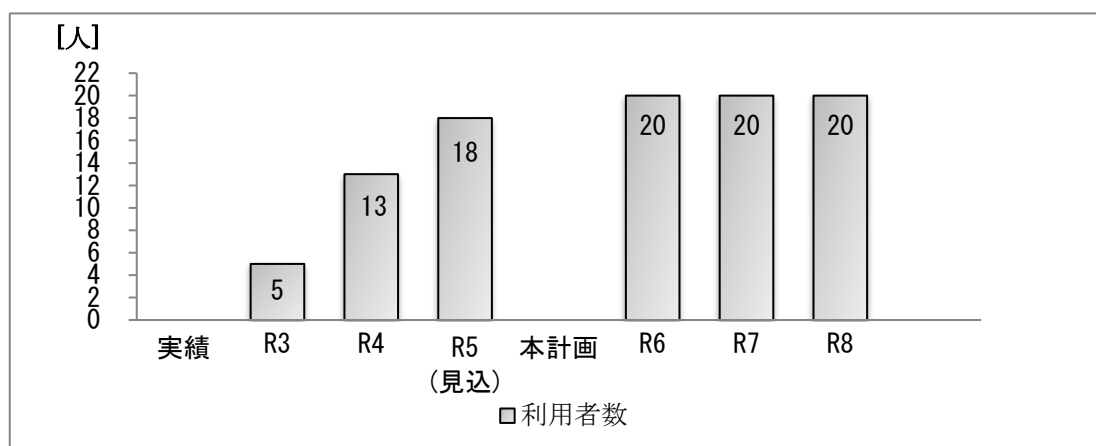


◆障害児相談支援

(月間)

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人	20	20	20

※月平均の人数



◆医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人	0	0	1

※実人数

2 子ども・子育て支援事業の部

(1) 支援の内容と対象者

子ども・子育て支援事業と障害児通所支援は「鹿角市子ども・子育て支援事業計画」においても一体となって取り組むこととしています。

このなかの「保育サービスの充実」において、「障害児保育事業」を重点事業として挙げており、保育所等における専任保育士の確保に努めることとしているほか、「障がい児施策の充実等」では、「5歳児すくすく健康相談事業」を重点事業とし、年中児童を対象とした発達状況の確認や、巡回支援専門員による発達障害などの早期発見・早期支援を進めることとしており、障がいのある子どもが身近な地域で安心して生活ができるよう、支援の充実を図ります。

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等施設の利用実績を考慮しつつ、障害福祉サービスとの連携を図りながら、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援を確保します。

(2) 支援見込量と確保対策

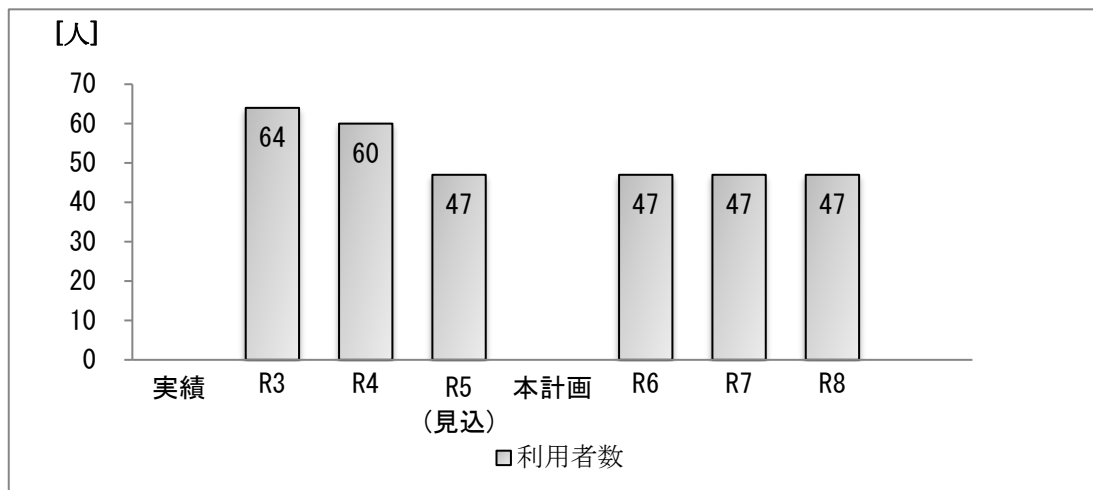
障がいのある子どもとその家族にとって、良質かつ適切な支援体制となるよう、5歳児すくすく健康相談事業や、入所・入園前の各種健診、保護者との面談等により状況を確認し、一人ひとりに合わせた各施設の人員配置を行っています。この過程を踏まえることによって、支援見込み量を設定します。

また、支援提供事業所による人材確保や資質向上を促進しながら、十分な支援の提供体制の確保に努めます。

◆「保育所」における支援が必要な子どもの人数

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人	47	47	47

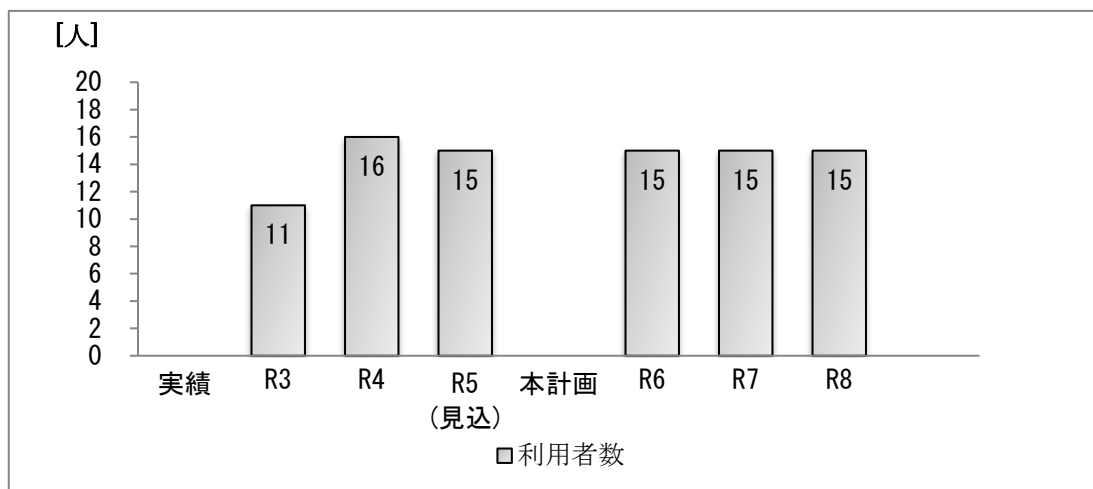
※実人数



◆「認定こども園」における支援が必要な子どもの人数

見込量	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	人	15	15	15

※実人数



◆「放課後等児童健全育成事業(児童クラブ)」における支援が必要な子どもの人数

見込量	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	12	12	12

※実人数

